

財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

特 集

第一部 (財)国際民商事法センター
平成20年度事業報告・平成21年度事業計画

第二部 2008年度「国際民商事法金沢セミナー」

第30号

2009年7月

目 次

第30号 2009年7月

＜第一部 第二十六回理事会・第二十四回評議員会＞

ご挨拶 会 長 宮原賢次	1
第二十六回理事会議事録	4
第二十四回評議員会議事録	8
平成20年度事業報告、収支決算及び財産目録	16
監査報告書	40
平成21年度事業計画及び収支予算	41

＜第二部 2008年度「国際民商事法金沢セミナー」＞

講演1 「台湾における投資者保護と株主代表訴訟制度の展望」	57
台湾・國立中興大學財經法律學系教授 廖 大穎	
講演2 「日本における会社役員の法務リスク」	75
関西学院大学教授 伊勢田 道仁	

＜第 一 部＞

第二十六回 理 事 会

第二十四回 評 議 員 会

第26回理事会・第24回評議員会

宮原会長挨拶



本日は当財団の第26回理事会及び第24回評議員会開催にあたり、ご多忙中のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

議事に先立ちまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。当財団は1996年に設立以来、13年を経過し、14年目に入りました。おかげさまで、所期の目的に沿い法制度整備支援を中心として、各事業ともほぼ順調に軌道に乗ってきております。これら事業の実施運営にあたりましては、法務省やJICAをはじめとする政府関係機関並びに当財団役員、会員企業、また学術関係者の皆様の絶大なご指導とご尽力のおかげであり、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

我が国とアジア及びその周辺諸国との経済関係は益々緊密化し、相互依存の度合いも高まっており、アジアにおける共存共栄の重要性が改めて認識されている昨今かと思えます。こうした中、アジア各国が共同の市場経済圏において相互に発展するためには、各国が自国の法制度やその運用システムの整備を推進し、法の支配の確立に努め、それにより国際的な投資環境や取引環境が安定したものとなることが不可欠であることは申すまでもありません。私はこれまでの法整備支援の活動を通じ、この流れの中で日本の果たす役割はとみに大きなものになってきているとの認識を新たにしております。

さて、我が国のアジア諸国に対する民商事法分野での法整備支援事業も、本格的に始まって10数年が経過しようとしており、その成果が表れてきているとともに、今後どう発展させていくかについて、課題も出てきている時期ではないかと思われます。

当財団の事業の大きな柱はJICAのODAによる法整備支援事業ですが、JICAには一昨年10月よりJBICの海外経済協力業務も統合され、新生JICAの役割は益々大きなものとなり、その中での法整備支援事業も重要な位置を占めるものになってきております。即ち、資料としてお手元にお配りしております通り、先般日本政府

より「法制度整備支援に関する基本方針」が発表されました。それによりますと、日本政府は法制度整備支援を経済協力の重要分野の一つとして位置づけ、従来の基本法分野に経済法分野を加え、戦略的な支援を展開していくこと、そしてそのために関係省庁はもとより日本弁護士連合会、経済団体等関係者間の官民連携が不可欠であり、今後オールジャパンによる支援体制を強化していくとうたわれております。当財団は民商事法分野での法整備支援事業に携わる我が国唯一の民間団体として、その役割も益々重要なものになると考えております。

さて、本日は役員関係の他、平成20年度事業報告、収支決算及び平成21年度事業計画、収支予算についてお諮りします。詳細は議事資料及び後ほどの事務局からの説明を参照いただきますが、私の立場から1～2触れたいと思います。お陰をもちまして財団は順調に事業を行っており、収支もこれまでのところ健全に推移しております。ただ昨年のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機、経済不況は財団の会員企業にも著しい影響を与え、財団の事業の重要性は理解するものの背に腹は代えられないということで止むなく退会の申し出をされる企業が続出しており、財団として由々しき状況になっております。私どもとしましては、改めて財団の事業につきPR・説明をし継続のお願いを行っておりますが、皆様におかれましても、どうか引き続き財団のPR及び会員の維持・増加についてご協力いただきますようお願いいたします。

さて今年度ですが、引き続きJICAよりカンボジア・ベトナム・中国・インドネシアに対する法整備支援事業の年度契約を受託し、部会運営等行っております。JICAとの部会運営等の契約は昨年度より公開になるプロポーザル方式に変更され、財団はプロポーザルを提出し契約者として採択されましたが、今年度はその2年目として継続して年度契約を締結したものであります。

また、JICA以外の事業としましては、財団と法務総合研究所との共催事業であります日中民商事法セミナー、日韓パートナーシップ研修等についても、内容を一層充実させ継続するとともに、研究事業としては株主代表訴訟に続き、今年度より新たにアジアの監査制度についての比較研究事業を立ち上げることにしております。

また、財団の重要事業であります日中民商事法セミナーは、今年度は9月に東京と大阪で開催する予定であります。国家発展改革委員会より杜鷹副主任にも参加頂けるやに聞いております。テーマとしては、中国で立法化の動きがある「権利侵害責任法」について最近の状況をお聞きすること、及び昨年北京でのセミナーで中国側の要請により「独占禁止法」の日本での運用の経験とその教訓をご紹介しましたが、今回は中国での独占禁止法適用の現状と課題について、お聞きしたいと考えております。実施にあたり皆さまのご協力を仰ぐことになろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事についてご検討いただき審議のほどよろしくお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

財団法人国際民商事法センター第二十六回理事会議事録

- 
- 1 開催日時 平成21年5月18日(月)16時30分～17時30分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 理事 36人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 7人
代理人出席 28人
(他の理事を代理人とする者 25人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 3人)
書面による表決 1人

4 付議事項

- 第1号議案 評議員推薦の件
第2号議案 任期满了に伴う特別顧問推薦の件
第3号議案 任期满了に伴う学術評議員推薦の件
第4号議案 平成20年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第5号議案 平成21年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第23条第4項の規定により、理事長原田明夫が議長として着席、議事に先立ち議長の要請により会長宮原賢次から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案 任期满了に伴う特別顧問推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (3) 第3号議案 任期满了に伴う学術評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (4) 第4号議案 平成20年度事業報告、収支決算及び財産目録の件につき、議長は審議に先立ち、本江威憲、川原卓郎両監事に監査結果の報告を求め、両監事は平成20年度における業務及び会計については、適正である旨報告した。
次いで議長は、本議案を第二十四回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。
次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成20年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

(5) 第5号議案 平成21年度事業計画及び収支予算の件につき、議長は審議に先立ち第二十四回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成21年度事業計画及び収支予算の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席理事を議事録署名人に指名した。

- 1 小貫 芳信
- 2 小杉 丈夫

以上をもって、本日の議事はすべて終了した。

議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成21年5月18日

議長

原田 明夫



議事録署名人

小貫 芳信



議事録署名人

小杉 丈夫



財団法人国際民商事法センター第26回理事会出席者

(7/14)順, 敬称略)

理事会社

会 社 名	理 事			代理人出席者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
㈱IHI	相談役	伊藤 源嗣	議長宛委任状		
旭化成㈱	常任相談役	弓倉 礼一	議長宛委任状		
アサヒビール㈱	会 長	池田 弘一	議長宛委任状		
大阪ガス㈱	相談役	領木新一郎	議長宛委任状		
関西電力㈱	顧 問	宮崎 勇	議長宛委任状		
KDDI ㈱	副会長	天野 定功	代理出席	渉外・広報本部秘書室 担当部長	泉 健太郎
キヤノン㈱	社 長	内田 恒二	議長宛委任状		
㈱小松製作所	相談役・特別顧問	萩原 敏孝	議長宛委任状		
新日本製鐵㈱	社 長	宗岡 正二	代理出席	総務部法規担当部長	佐久間総一郎
住友金属工業㈱	会 長	下妻 博	議長宛委任状		
住友商事㈱	相談役	宮原 賢次	本人出席		
住友電気工業㈱	特別顧問	岡山 紀男	欠 席		
東京海上日動火災保険㈱	相談役	樋口 公啓	議長宛委任状		
東京電力㈱	副社長	鼓 紀男	議長宛委任状		
㈱東芝	会 長	岡村 正	議長宛委任状		
トヨタ自動車㈱	社 長	渡辺 捷昭	代理出席	法務部主査	藤井孝司
日本電気㈱	会 長	佐々木 元	議長宛委任状		
日本電信電話㈱	総務部門長	上坂 清	議長宛委任状		
日本郵船㈱	副社長	杉浦 哲	書面表決		
パナソニック㈱	会 長	中村 邦夫	議長宛委任状		
㈱日立製作所	執行役常務	葛岡 利明	議長宛委任状		
㈱みずほコーポレート銀行	常務執行役員	千葉 清一	議長宛委任状		
三井物産㈱	会 長	大橋 信夫	欠 席		
三菱重工業㈱	会 長	佃 和夫	議長宛委任状		
三菱商事㈱	理 事	松木 和道	議長宛委任状		
㈱三菱東京 UFJ 銀行	特別顧問	高垣 佑	議長宛委任状		

個人理事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	原田 明夫	本人出席
株式会社博報堂相談役	磯邊 律男	本人出席
法務総合研究所長	小貫 芳信	本人出席
日本公証人連合会顧問	箕 康生	本人出席
弁護士	加納 駿亮	議長宛委任状
弁護士	川口 富男	議長宛委任状
弁護士	小杉 丈夫	本人出席
弁護士	佐藤 信昭	議長宛委任状
弁護士	日野 正晴	議長宛委任状
(財)機械産業記念事業財団会長	福川 伸次	議長宛委任状
財団法人台湾協会顧問	梁井 新一	議長宛委任状
事務局長	小林 清則	本人出席

監 事

現 職	氏 名	出席・欠席
住友商事㈱常務執行役員	川原 卓郎	本人出席
公証人	本江 威憲	本人出席

特別顧問

現 職	氏 名	出席・欠席
トヨタ自動車㈱名誉会長	豊田 章一	欠 席
弁護士	三ヶ月 章	欠 席
弁護士	岡村 泰孝	本人出席

財団法人国際民商事法センター第二十四回評議員会議事録

- 1 開催日時 平成21年5月18日(月)16時30分～17時30分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 評議員 32人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 7人
代理人出席 25人
(他の評議員を代理人とする者 23人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 2人)

4 付議事項

- 第1号議案 平成20年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第2号議案 平成21年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第26条第4項の規定により、評議員前田宏が理事長原田明夫から本日の評議員会の議長に指名され着席。

議事に先立ち会長宮原賢次から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 平成20年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。
- (2) 第2号議案 平成21年度事業計画及び収支予算の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。

最後に議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席評議員を議事録署名人に指名した。

- 1 河内 悠紀
2 小泉 淑子

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成21年5月18日

議長

前田 亮

議事録署名人

河内 悠子

議事録署名人

小泉 淑子

理事長 原田 明夫



財団法人国際民商事法センター第24回評議員会出席者

(7月11日順、敬称略)

評議員会社

会 社 名	評 議 員			代理人出席者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
伊藤忠商事(株)	副社長	渡邊 康平	議長宛委任状		
川崎重工業(株)	会 長	田崎 雅元	議長宛委任状		
サントリー(株)	会長兼社長	佐治 信忠	議長宛委任状		
(株)商船三井	会 長	鈴木 邦雄	議長宛委任状		
ソニー(株)	法務・エンタテインメント部長	堀井 啓祐	議長宛委任状		
大成建設(株)	相談役	山本 兵蔵	議長宛委任状		
大和証券株式会社(株)	社 長	吉留 真	議長宛委任状		
東京ガス(株)	社 長	鳥原 光憲	代理人出席	総務部法務室課長	細田 督博
(株)日本航空	社 長	西松 遙	議長宛委任状		
野村ホールディングス(株)	会 長	氏家 純一	議長宛委任状		
富士通(株)	相談役	黒川 博昭	欠 席		
丸紅(株)	会 長	勝俣 宣夫	議長宛委任状		
三井住友海上火災保険(株)	常任顧問	植村 裕之	議長宛委任状		
(株)三井住友銀行	名誉顧問	森川 敏雄	議長宛委任状		
三菱電機(株)	相談役	谷口 一郎	議長宛委任状		

個人評議員

現 職	氏 名	出席・欠席
明治大学法科大学院長	青山 善充	議長宛委任状
弁護士	石川 正	議長宛委任状
最高検察庁検事	稲葉 一生	代理出席
京都大学名誉教授	奥田 昌道	議長宛委任状
法務総合研究所総務企画部長	小島 吉晴	本人出席
弁護士	小野 昌延	議長宛委任状
弁護士	河内 悠紀	本人出席
弁護士	木村 榮作	議長宛委任状
兵庫県立大学学長	熊谷 信昭	議長宛委任状
弁護士	小泉 淑子	本人出席
駿河台大学総長	竹下 守夫	本人出席
弁護士	土肥 孝治	議長宛委任状
弁護士	長島 安治	議長宛委任状
大阪大学名誉教授	中野貞一郎	議長宛委任状
弁護士	西 迪雄	本人出席
弁護士	前田 宏	本人出席
弁護士	本林 徹	議長宛委任状
名古屋大学名誉教授	森脇 昭夫	欠 席
弁護士	曙石 光熙	本人出席

(代理 赤根智子 国際協力部長)

財団法人国際民商事法センター第二十六回理事会資料

平成21年5月18日(月)
午後4時30分より
於：法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

- | | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 第1号議案 | 評議員推薦の件 | [資料1] |
| 第2号議案 | 任期満了に伴う特別顧問推薦の件 | [資料2] |
| 第3号議案 | 任期満了に伴う学術評議員推薦の件 | [資料3] |
| 第4号議案 | 平成20年度事業報告、収支決算及び財産目録の件 | [資料4] |
| 第5号議案 | 平成21年度事業計画及び収支予算の件 | [資料5] |

注：「第4号議案平成20年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」については、平成21年4月20日に監事による監査が完了し、適正である旨報告を受けております。

財団法人国際民商事法センター第二十四回評議員会資料

平成21年5月18日(月)
午後4時30分より
於：法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

第1号議案 平成20年度事業報告、収支決算及び財産目録の件 [資料1]

第2号議案 平成21年度事業計画及び収支予算の件 [資料2]

注1：第1号及び第2号議案は、寄附行為第26条第6項にもとづき、理事長から評議員会への諮問に応じ、評議員会として必要な事項を審議し助言を行うものです。

注2：「第1号議案平成20年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」については、平成21年4月20日に監事による監査が完了し、適正である旨報告を受けております。

理事会：第1号議案 評議員推薦の件

[資料1]

評議員候補

新任/再任	氏 名	現 職
新任/交代	赤根 智子	法務総合研究所国際協力部長
新任/交代	金森 滋美	日本生命保険相互会社専務執行役員

理事会：第2号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件

[資料2]

特別顧問候補

新任/再任	氏 名	現 職
再任	岡村 泰孝	弁護士（第一東京弁護士会所属）

学術評議員候補

新任/再任	氏 名	現 職
再任	射手矢 好雄	弁護士（第二東京弁護士会所属）
再任	小木曾 国隆	公証人（日本橋公証役場所属）
再任	小原 正敏	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	熊倉 禎男	弁護士（第二東京弁護士会所属）
再任	中務 嗣治郎	弁護士（大阪弁護士会所属）

平成20年度事業報告書
(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

1 役員会の開催

(1) 第二十四回理事会

第二十四回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成20年5月19日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 理事37名

(本人出席7名、代理人出席27名、書面による表決権行使者3名)

理事長原田明夫が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ承認可決した。

- 議 案： 第一号議案 任満了に伴う理事及び監事推薦の件
第二号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件
第三号議案 任満了に伴う特別顧問推薦の件
第四号議案 任満了に伴う評議員推薦の件
第五号議案 任満了に伴う学術評議員推薦の件
第六号議案 平成19年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第七号議案 平成20年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 筧 康生
2. 小杉 丈夫

(2) 第二十二回評議員会

第二十二回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成20年5月19日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 評議員34名

(本人出席6名、代理人出席27名、書面による表決権行使者1名)

理事長原田明夫から評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案について承認可決し、第二号及び第三号議案について、理事長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを承認可決し、その旨答申した。

- 議 案： 第一号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件

- 第二号議案 平成19年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第三号議案 平成20年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の評議員2名が指名された。

1. 稲葉 一生
2. 河内 悠紀

今回推薦された役員・特別顧問及び学術評議員に対し、会長宮原賢次は平成20年5月19日付でそれぞれの役職を委嘱した。

(3) 第二十五回理事会（書面による議決）

平成20年10月28日、理事長原田明夫は第二十五回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、11月10日、各議案とも過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

- 議 案： 第一号議案 理事推薦の件
候補者 内田恒二氏 キヤノン株式会社代表取締役社長
第二号議案 評議員推薦の件
候補者 諸石光熙氏 弁護士
第三号議案 学術評議員推薦の件
候補者(再任) 佐分晴夫氏 名古屋大学理事
候補者(再任) 中川英彦氏 駿河台大学法科大学院講師
候補者(再任) 松下満雄氏 成蹊大学法学部教授
候補者(再任) 松島 洋氏 弁護士(第一東京弁護士会所属)

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 小貫 芳信

(4) 第二十三回評議員会（書面による議決）

平成20年11月14日、理事長原田明夫は第二十三回評議員会を招集し、下記の議案について評議員会の承認を求め、本評議員会の議長に前田宏評議員を指名した。前田宏議長は下記議案について書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成20年11月28日、過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

- 議 案： 内田恒二キヤノン株式会社代表取締役社長に対する理事委嘱承認の件

議事録署名人として、以下の評議員2名が指名された。

1. 小島 吉晴
2. 小泉 淑子

2 法整備支援受託事業

(1) ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

①第28回ベトナム（犯罪学研究）研修

期 間： 平成20年6月24日～7月4日（11日間）

場 所： JICA東京国際センター及び法務総合研究所（東京）

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として、本プロジェクトの基本合意に基づき、最高人民検察院の機能強化の支援を行うため、その関係者を日本へ招へいして実施したものである。研修では、研修員が法務総合研究所をはじめとする日本の犯罪学・刑事政策の研究機関を訪問し、見学、講義、意見交換等を通じてその組織・研究手法等に加え、犯罪白書公刊の実際につき学ぶほか、犯罪学・刑事政策の専門家から講義を受け、犯罪学研究の手法、刑事統計データの集積・分析方法等について知識を習得することができた。「最高人民検察院犯罪学研究センター」の設立に寄与することとなる。

研修員：10名

ズオン・ティン・ビエウ	最高人民検察院次長検事
ヴ・スアン・チュオン	ナム・ディン省人民検察院検事正
グエン・ヴァン・ティエン	ハ・ティン省人民検察院次席検事
グエン・ティエン・ギエップ	ロン・アン省人民検察院次席検事
ディン・ヴァン・ヒエン	最高人民検察院犯罪学・犯罪統計部副部長
チュオン・ミン・マイン	最高人民検察院汚職事件訴追・捜査監督部検事
グエン・コン・ドン	最高人民検察院ハノイ控訴審訴追・監督部検事
グエン・ゴック・カイン	最高人民検察院検察理論研究所調査・法制課長
ヴ・ティ・ハイ・イエ	最高人民検察院国際協力部法律専門官
グエン・スアン・ハー	最高人民検察院検察理論研究所法律専門官

②第29回ベトナム（裁判実務の改善及び判例情報等の提供）研修

期 間： 平成20年8月18日～8月29日（12日間）

場 所： 法務総合研究所（大阪及び東京）

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として、本プロジェクトが対象とする裁判実務の改善及び判例の普及に向けた支援を行うため、その関係者を日本へ招へいして実施したものである。研修では、我が国における①裁判実務の在り方、具体的には、訴訟運営、裁判所の他機関との連携及び②判例の利用に関する情報の提供、活用状況などについての講義や関係機関訪問を行うことでベトナム

側担当者の知見を深め、ベトナムにおける裁判実務の改善及び判例の利用に役立ててもらふことを目指した。

研修員：10名

グエン・チ・トゥエ	バクニン省級人民裁判所所長
ホアン・ティ・キム・オアイン	最高人民裁判所刑事裁判所副所長
ブイ・ティ・ハイ	最高人民裁判所経済裁判所副所長
ホアン・ティ・バック	最高人民裁判所労働裁判所裁判官
ダオ・ティ・スアン・ラン	最高人民裁判所行政裁判所副所長
フアム・ミン・トゥエン	バクニン省級人民裁判所副所長
グエン・ヴァン・クオン	最高人民裁判所裁判理論研究所副所長
グエン・タイン・マン	ダナン市人民裁判所副所長
グエン・ヴァン・ヴ	バクニン省級人民裁判所民事裁判所所長
グエン・ヒウ・スオン	バクニン省級人民裁判所事務局副局長

③第30回ベトナム(刑事訴訟法実務の向上と同法改正に向けた刑事訴訟の比較研究)研修

期 間：平成21年3月9日～3月19日(11日間)

場 所：JICA東京国際センター及び法務総合研究所(東京)他

研修内容：本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として、最高人民検察院の機能強化の支援を行うため、その関係者を日本へ招へいして昨年6月、7月に引き続き実施したものである。ベトナムでは2011年までに刑事訴訟法の改正を計画しており、今回の研修では専門家による講義に加え、法廷を傍聴することなどにより、当事者主義的訴訟構造を持つ日本の刑事訴訟法の諸要素の実際の運用等を学ぶことによって、刑事訴訟法の改正に役立てることを目的としている。研修員は、日本の刑事訴訟法についての専門家による講義を受け、法廷を傍聴することなどにより、当事者主義的訴訟構造を持つ日本の刑事訴訟法の諸要素の実際の運用等を学ぶことにより、刑事訴訟法の改正に役立てる。

研修員：16名

ブイ・ドック・ロン	最高人民検察院勾留・留置・受刑者管理及び再教育監督局長
グエン・ユイ・ホン	最高人民検察院社会秩序関連刑事事件訴追・捜査監督局長
ズオン・ヴァン・ティウ	最高人民検察院監察局長
グエン・ヴィエト・フン	バク・ザン省人民検察院検事正
グエン・ヴァン・ホアット	バク・ニン省人民検察院検事正
フイン・ズン・ティエン	ティエン・ザン省人民検察院検事正
グエン・ティエン・ロン	バク・ニン省人民検察院次席検事
カオ・ヴァン・フク	最高人民検察院麻薬関連事件訴追・捜査監督部副局長

グエン・コン・ティ	ゲ・アン省人民検察院次席検事
ブイ・ティ・ホン・ヴァン	ハ・ナム省人民検察院次席検事
ディン・ヴァン・ダン	最高人民検察院人事組織局課長
グエン・ヴァン・タイン	バク・ニン省人民検察院捜査公判監督課長
ノン・スアン・チュオン	最高人民検察院検察理論研究所法律専門官
フン・ドゥック・キエム	バク・ニン省人民検察院検事
グエン・ゴック・タム	最高人民検察院検事
ライ・カオ・ビン	最高人民検察院汚職事件訴追・捜査監督部検事

(2) ベトナム法制度整備

ベトナムに対しては法整備支援プロジェクト・フェーズ1(平成8年12月～平成11年12月)、フェーズ2(平成11年12月～平成15年3月)、フェーズ3(平成15年7月～平成19年3月)が実施されてきたが、その後をうけた国際協力機構とベトナム司法省他のベトナム法・司法制度改革支援4ヶ年プロジェクトは平成19年4月からスタートし平成22年度が最終年度となっている。

プロジェクトの主要内容

「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、パイロット地区を指定し、同地区において、司法機関(裁判所、検察庁、弁護士会)及び司法補助機関(戸籍、不動産登記、公証に係る機関)の能力の改善に向けた取組を行う。起草支援としては、平成19年11月の国会にて決定された立法スケジュールを踏まえ、不動産登記法、担保取引登録法、行政訴訟法の制定、民事訴訟法・刑事訴訟法の改正支援が予定されている。

当年度は民法共同研究会(委員長 森脇昭夫日本気候政策センター理事長 委員9名)が研究会を6回開催し、裁判実務改善研究会(委員長 村上敬一同志社大学大学院教授 委員4名)が5回の研究会を開催した。また日本側の研究会の協力のもとに、長期派遣専門家や短期専門家の派遣により現地セミナーやワークショップが適宜実施された。

当財団は本プロジェクトの運営会議や、各研修会、ワーキンググループの事務局業務を担当している。

(3) カンボジア法制度整備支援研修(カンボジア研修)

①第4回カンボジア法曹養成支援研修

期 間： 平成20年10月6日～10月17日(12日間)

場 所： 法務総合研究所(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： カンボジアにおいては、平成14年、新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育等を実施する機関として王立司法官職養成校が設立され、平成15年から研修が行われている。法務省は、

養成校からの我が国に対する支援要請を受け、養成校において、我が国が起草を支援している民法・民事訴訟法両草案に基づく民事裁判教育が行われることを目指し、カリキュラム策定、教材作成及び指導方法の改善等に資する支援を行っている。本研修は、過去3年間毎年実施されており、今回が4度目となる。今回の研修においては、法曹養成研究会委員である弁護士の参加・協力を得て、研修員に新民事訴訟法の理解を深めさせるため模擬裁判を実施し、執行・保全について講義や裁判所における実務見学を実施した。

研修員：7名

ングォン・ロタナー	ブルサット州裁判所判事
コン・ダラチャート	コンボンチュナン州裁判所判事
モン・モニソピア	ブレイベン州裁判所判事
キム・メイン	バタンバン州裁判所判事
フート・ヒエン	カンダル州裁判所判事
チア・ソッヒエン	ブノンペン市裁判所判事
ヘン・ソックナー	タケオ州裁判所判事

②カンボジア法整備支援(不動産登記)研修

期 間： 平成21年2月11日～2月20日（10日間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部（東京）及びJICA東京国際センター

研修内容： 近々適用される民法と矛盾抵触する内容を含む既存の土地法は今後の民法適用後に失効するため、土地法を改廃し登記制度を整備する必要がある。本研修においては、民法の起草に関わった日本側民法部会委員による講義や質疑応答、民事局による日本の不動産登記制度の説明や東京法務局見学により、民法の土地法に与える影響や民法を反映した不動産登記制度のあり方などについてカンボジア側研修員の理解を深めることを目的としている。民法、民事訴訟法がカンボジア国内において適切に運用されるためには、不動産登記、供託など関連法令・制度の整備、法制度を運用する人材の育成が急務である。カンボジアの自立発展性を高めるというキャパシティビルディングの観点から、日本における法律の作り方や注意点につき、民事局、参議院法制局などの担当者が講義を行い、カンボジア側研修員の能力向上を目指した。

研修員：14名

チャン・ソティアヴィ	司法省次官
リム・ヴォン	国土管理都市計画建設省地籍地理総局長
ブン・ホン	司法省次官補
イエーン・シナ	司法省次官補
キウ・ソッカー	司法省技術総局次長
シアック・ヴァナ	国土管理都市計画建設省土地登記局長

ホイ・パップ	国土管理都市計画建設省土地管理局長
ティット・ルッティ	司法省付判事
トーイ・タルット	司法省民事局長
ニル・フィリップ	司法省法教育局長
カエウ・セッター	司法省民事局次長
チー・リアン	国土管理都市計画建設省土地登記局次長
バン・チャンリー	司法省総務局次長
テーン・チアン	司法省内部監査局総務課長

③第5回カンボジア法曹養成支援研修

期 間： 平成21年3月9日～3月17日（9日間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部（大阪）

研修内容： 民事訴訟法の草案が作成された後、裁判官が新しい手続に従って民事訴訟を進めることを助けるため、日本側との共同作業で民事訴訟第一審手続マニュアルが作成されたが、その後、内容の見直しを行った結果、より正確で分かり易い内容に改訂することが必要であることが判明した。同マニュアルは王立裁判官・検察官養成校の教材の中で最重要と位置づけられるものであることから、改訂作業に適した教官候補生4名を日本に招き、集中的に改訂作業を行うことで、候補生の教官としてのスキルアップと教材作成ノウハウの習得という効果を期待した。研修では地方裁判所及び簡易裁判所における民事訴訟の実務見学をした上、ICD教官と候補生が共同作業でマニュアルの改訂作業を実施した。

研修員：4名

チャン・シナ	プノンペン市裁判所判事
タン・スンライ	シアヌークビル市裁判所判事
セン・ニエン	カンボット州裁判所判事
コン・ダラチャート	コンボンチュナン州裁判所判事

(4) カンボジア法制度整備

平成15年3月に民法・民訴法案を引渡し、国会の審議を経て民事訴訟法は平成18年7月に公布・施行（適用は平成19年7月）、民法は平成19年12月に成立・公布（適用期日は未定）された。

引き続き平成20年度より下記2つのプロジェクトが開始されている。

法制度整備支援プロジェクト・フェーズ3（平成20年度4月～平成24年3月）

- ・民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草立法化支援
- ・民法・民事訴訟法運用のための諸活動支援

当年度は民法作業部会（委員長 森脇昭夫日本気候政策センター理事長 委員14名）を6回及び民訴法作業部会（委員長 竹下守夫駿河台大学総長 委員11名）を4回実施した。

裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト・フェーズ2（平成20年度4月～平成24年3月）

- ・教材作成・教官養成等の支援
- ・継続教育への支援

当年度は法曹養成共同研究会（委員長 岩木幸司法研修所教官 委員7名）を3回実施した。

上記のほか、JICA-Netを使用した遠隔セミナーを5回（法曹養成共同研究会2回、民訴法作業部会3回）実施した。

当財団はベトナムと同様本事業の事務局業務を担当している。

(5) 中央アジア法整備支援研修（中央アジア4カ国研修）

中央アジア比較法制研究研修（会社法、担保法、倒産法等比較研究）

期 間： 平成20年12月11日～12月19日（9日間）

場 所： 法務総合研究所（大阪）及びJICA大阪国際センター

研修内容： 中央アジア4カ国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）の裁判所及び企業、担保、債権者・株主の保護又は倒産を監督する関係省庁等より12名を招き研修を実施した。グローバル化する世界経済においては、国際標準に対応したコーポレートガバナンスが求められていることから、本研修では、対象4カ国の企業法制に関する専門家の間で、各国の会社法制、担保法制、倒産法制等の制度についての比較研究を実施し、共通する問題点を探り、その改善策を検討することを目指した。併せて、大阪地方裁判所、ロシア・CISの法制について研究している名古屋大学等関係機関の訪問を実施した。

研修員：12名

（カザフスタン）

ムハメトカリエフ ヌルケン

アスタナ市特別広域経済裁判所裁判官

スレイメノヴァ アセムグル

アスタナ市特別広域経済裁判所裁判官

イェルセイトヴァ サンドゥガッシュ アブドラザクノヴァ

司法省立法部立法課長

イェシーモヴァ ダナ アクルベコヴァ

経済予算計画省法務部長

（キルギス）

カマエフ シルガック ルスラノヴィッチ

国有資産管理国家委員会倒産部長

ヌルンベトフ ジルガルベック
(タジキスタン)

ホリクソダ ジョニベック
ラヒーモフ バフリッディン
(ウズベキスタン)

ボボエフ ファブリッディン
フサーノフ ウチケン
フドヤーロフ ノディール
マフムドフ バホディール

ビシュケク市広域裁判所裁判官

司法省立法部副部長、立憲防衛公安部長
ドゥシャンベ市経済裁判所裁判官

非独占化・競争企業活動支援国家委員会副部長
対外経済関係・投資・貿易省法務局主任専門官
タシュケント州経済裁判所裁判官
司法省外国投資・外資企業法的保護部副部長

(6) インドネシア和解・調停制度強化支援研修(インドネシア研修)

期 間：平成20年7月7日～7月18日(12日間)

場 所：法務総合研究所(東京)、JICA東京国際センター

研修内容：インドネシアに対しては、2002年1月及び2003年1月に同国法制度の基礎的な調査が実施され、2002年から2006年7月まで合計5回の日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーと題する本邦研修を実施した。引き続き2007年3月より2年間の予定で「和解・調停制度強化支援プロジェクト」を実施することとなり、昨年に続き第2回目の本邦研修が実施された。本研修は、支援プロジェクトの柱となる①PERMA2/2003の改正、②調停人養成研修制度改善、③改正PERMA及び新調停人養成制度の広報の3つのコンポーネントから構成され、日本側アドバイザーグループメンバーと幅広い協議を行った。

研修員：12名

ハリフィン・トゥンパ

最高裁判所副長官

アチャ・サンジャジャ

最高裁判所民事部長

スリ・マムジ

I I C T (調停人認証機関) の長

ピンサー・バパハン

ボゴール地方裁判所長

レスナ・メノン

バンドゥン地方裁判所裁判所長

ディア・スラストゥリ・デウィ

バンドゥン地方裁判所判事

タクディル・ラーマディ

I I C T (調停人認証機関) 研究員

ザルイ・ラバイン

南ジャカルタ地方裁判所長

スウィジャ・アブドゥラ

デボック地方裁判所副所長

フィルマンシャ

弁護士

タヒール・ムサルットフィ・ヤジッド

弁護士

ラトナ・イラワティ

PMN (調停人認証機関) 主任運営員

(7) インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト

インドネシア司法関係者に対する本邦研修は平成14年度からスタートし、諸法律

やその運用制度全般について日本との比較を軸にセミナーを実施、2年間の実施内容をもとに、インドネシアにおいて今後改善が最も望まれている分野として「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営」を基調テーマとして、平成16年度から3カ年計画でセミナーを行い民事紛争解決制度の効率化に向けて政策提言書が作成された。それに基づきJICA事前評価調査団が派遣され、「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」が平成19年3月から2年間の予定で実施された。当年度はその最終年度であった。

インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト

アドバイザーグループ（草野芳郎学習院大学法学部法科大学院教授他5名）
会合が5回開催された。

(8) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト（中国研修）

①第2回中国研修（民事訴訟法・仲裁法）

期 間： 平成20年5月21日～6月27日

場 所： 法務総合研究所（東京・大阪）、JICA東京国際センター

研修内容： 研修にあたり中国側から事前に日本の民事訴訟法及び仲裁法の専門家、法曹関係者らに対し、中国側の民事訴訟法（執行・保全部分）及び仲裁法の改正課題・日本の民事訴訟法改正経緯に関する関心事項についてレポートを提出してもらった上、日本の民事執行法・民事保全法及び仲裁法の改正経緯についての講義、裁判所への訪問、意見交換等を行った。それにより、中国側立法担当者及び裁判官らに日本の民事執行法、民事保全法及び仲裁法に関する法改正経緯とその裁判・仲裁実務の背景・改正による効果等を理解してもらい、更に中国の改正民事訴訟法案・同仲裁法案の起草に当たり、日本の経験から留意すべきことについても理解を深めてもらった。

研修員：9名

賈 東明 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副主任

袁 詩鳴 國務院法制弁公室政府法制調整司処長

郝 作成 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副処長

石 宏 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副処長

曲 竹君 中国国際經濟貿易仲裁委員会仲裁研究所副所長

李 相波 最高人民法院民二庭助理審判員

李 倩 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室係長

王 巍巍 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会法規備案審查室係長

水 森 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室係長補佐

②第3回中国研修（民事訴訟法・仲裁法）

期 間： 平成20年11月6日～11月14日

場 所： 法務総合研究所（東京・大阪）、JICA東京国際センター

研修内容： 本研修は今回で3回目である。今回は主として控訴・上告審、調停制度などを中心に中国側の理解を深めることに注力した。本研修では、中国側研修員から本プロジェクトに協力いただく日本の民事訴訟法及び仲裁法の専門家、法曹関係者らに対し、中国側の民事訴訟法の改正課題・日本の民事訴訟法に関する関心事項について事前に提出してもらい、日本の民事訴訟法についての講義、裁判所や弁護士事務所への訪問、参議院法制局訪問、意見交換等を行った。それにより政府立法担当者及び立法に参画する裁判官らに日本の民事訴訟法の内容とその裁判実務の状況や中国の改正民事訴訟法案の起草に当たり、日本の経験から留意すべきこと等について理解してもらうことを目指した。

研修員：10名

高 志新	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会弁公室主任
扈 紀華	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副主任
何 山	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副巡視員
張 国蓉	最高人民法院民四庭審判員
賈 勁松	最高人民法院民一庭助理審判員
段 京連	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室調研員
王 瑞娣	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室調研員
陳 淑萍	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会弁公室調研員
李 園	広西チワン族自治区人民代表大会常務委員会法制工作委员会主任科員
許 燦	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室幹部

(9) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会からの要請に応じて平成19年11月から平成22年3月までの予定で中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが開始された。

内容としては、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進されることに重点を置いた「民事訴訟法・仲裁法改善支援」を実施している。平成20年度は、上述の通り5月に第2回本邦研修、11月に第3回本邦研修を実施し、10月に現地セミナーが実施された。

委員長 上原敏夫 一橋大学大学院教授

委員 12人

平成20年度は研究会を5回開催。

3 その他法整備支援事業

(1) 日韓パートナーシップ研修

第10回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐ
る実務上の諸問題

韓国大法院・各級法院及び日本法務省・法務局と裁判所の不動産及び商業登記制度関係者によるパートナーシップ研修は当年度第10回を迎え、個別テーマについてより内容の深い研究が行われ、この研究の成果は両国関係機関にとり極めて貴重な資料となっている。当財団は本研修の日本側共催者として旅費、会議費他の費用支援を行い、研修員と財団他関係者の交流の場を設ける等の協力を行っている。

韓国セッション 平成20年6月16日～6月26日ソウル

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修、帰国後6月26日帰国報告会を実施。

日本セッション 平成20年10月13日～10月23日東京

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)浦安センター等において研修、10月21日総括発表として韓国研修員による発表会開催。

4 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

本セミナーは当財団の重要事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本(東京・大阪)と中国(北京)で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は中国側の要請により「独占禁止法」をテーマとして取り上げた。

今回は北京での6回目の開催となり、中国側の主催者である国務院国家发展改革委員会の杜鷹副主任をはじめとする関係者の方々の周到な準備のもとに、国務院各省庁、全国の国家发展改革委員会地方組織よりの参加者を含む、大学、法曹、企業等広い範囲から約110人の参加を得て大変充実したセミナーとなった。

今回のテーマは国家发展改革委員会の要請に沿い、平成20年8月1日より中国で独占禁止法が施行されたことに鑑み、日本での独占禁止法の運用の経験とその教訓について紹介することであった。

上記について、いずれも公正取引委員会にて日本の独占禁止法の運用に実際に携わってこられた上杉秋則一橋大学大学院教授、栗田誠千葉大学大学院教授及び山田務日本総合研究所主任研究員の三氏に講師をお願いし、大変時間をかけ準備いただいた

た。又講師三人の講演のベースとなる資料は、あらかじめ翻訳の上中国側に提供し、中国側のコメンテーター他関係者に事前に準備してもらったことにより、当日のコメンテーターの意見発表、中国での実施状況の紹介は内容のあるものとなり、充実したセミナーとすることができた。

第13回日中民商事法セミナー（北京）

日 時： 平成20年10月17日（金）

場 所： 北京日航新世紀飯店

主 催： 日本側 当財団、法務総合研究所

中国側 国務院国家发展改革委員会

開会挨拶： 杜 鷹 国家发展改革委員会副主任

宮原賢次 財団法人国際民商事法センター会長

講演Ⅰ： 演題：カルテル規制のあり方ー日本の経験とその教訓

講師：上杉秋則 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

講演Ⅰに関する中国側コメント

コメンテーター：黄 勇 对外経済貿易大学法学院教授

講演Ⅱ： 演題：市場支配的地位の濫用規制と合併規制のあり方ー

日本の経験とその教訓

講師：栗田 誠 千葉大学大学院専門法務研究科教授

講演Ⅱに関する中国側コメント

コメンテーター：邵中林 最高人民法院知識産権審判長

講演Ⅲ： 演題：事件審査手法その他の法執行のあり方ー日本の経験とその教訓

講師：山田 務 (株)日本総合研究所主席研究員・前公正取引委員会審査局長

講演Ⅲに関する中国側コメント

コメンテーター：尚 明 商務部反壟断局局長

総括スピーチ：小杉丈夫 財団法人国際民商事法センター理事

松尾綜合法律事務所弁護士

開会挨拶： 日本側 稲葉一生 法務総合研究所国際協力部長

中国側 任 瓏 国家发展改革委員会法規司司長

セミナー参加者懇談晩餐会：財団法人国際民商事法センター主催

(2) アジア・太平洋諸国法制度シンポジウム

アジア株主代表訴訟シンポジウム

当財団は、法務総合研究所とともに平成18年4月より3年間の予定でアジア株主代表訴訟研究会を開催してきたが、この研究会では、コーポレート・ガバナンスの重要な一翼を占める「株主代表訴訟」について日本企業の主な進出先と考えられる中国、韓国、シンガポール、台湾を研究対象地域として比較研究を行ってきた。

そこで、これまでの研究活動の発表の場として、これらの国々から専門家を招へいし、アジア株主代表訴訟研究会の委員を交えて、各国における株主代表訴訟制度についての現状と実務上の諸問題、そして今後の方向等について幅広い観点から議論

する場を設け、この分野における法情報を広く一般に提供するとともに、法制度上の課題の解決と更なる発展に資するため、アジア株主代表訴訟シンポジウムを開催した。多数の参加者を得て、質疑応答も活発に行われ盛会であった。

日 時：平成21年3月9日10:00～17:00

場 所：大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室（法務総合研究所国際協力部）

テーマ： アジア株主代表訴訟セミナー

主 催：法務総合研究所、当財団、JETRO

主催者挨拶： 小貫芳信 法務省法務総合研究所長

原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

土屋敬三 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）大阪本部長

第1部 アジア株主代表訴訟研究の意義

近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授

第2部 個別パネルディスカッション

「中国における株主代表訴訟制度の実践と制度の改善」

講演： 宣 偉華 国浩律師集団事務所律師（弁護士）

パネルディスカッション

進 行： 川口恭弘 同志社大学大学院司法研究科教授

パネリスト： 宣 偉華 国浩律師集団事務所律師（弁護士）

近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授

伊勢田道仁 関西学院大学法学部教授、弁護士

「韓国における株主代表訴訟の現状と展望」

講演： 権 鍾浩 建国大学校法科大学教授

パネルディスカッション

進 行： 伊勢田道仁 関西学院大学法学部教授、弁護士

パネリスト： 権 鍾浩 建国大学校法科大学教授

川口恭弘 同志社大学大学院司法研究科教授

森川 茂 住友商事（株）関西ブロック総括部法務チーム長

「シンガポールにおける株主代表訴訟」

講演： Ewing-Chow Michael シンガポール国立大学准教授

パネルディスカッション

進 行： 森川 茂 住友商事（株）関西ブロック総括部法務チーム長

パネリスト： Ewing-Chow Michael シンガポール国立大学准教授

中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授

池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

「台湾における株主代表訴訟制度の実情と展望」

講演： 廖 大穎 中興大学財經法律学系教授

パネルディスカッション

進 行： 中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授
パネリスト： 寥 大穎 中興大学財經法律学系教授
伊勢田道仁 関西学院大学法学部教授、弁護士
川口恭弘 同志社大学大学院司法研究科教授

第3部 会場との質疑応答

進 行： 池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

第4部 総 括

I 全体パネルディスカッション

「株主代表訴訟制度の展望～株主保護はいかにあるべきか～」

進 行： 池田 裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

II 総 括

近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授

(3) 他団体との共催事業

①2008年度「国際民商事法金沢セミナー」

石川国際民商事法センター主催による下記セミナーを後援

日 時： 平成21年3月11日14:30～17:10

場 所： 北國新聞社

講演Ⅰ： 「台湾における投資者保護と株主代表訴訟制度の展望」

寥 大穎 中興大学財經法律学系教授

講演Ⅱ： 「シンガポールにおける投資家保護のシステム」

Ewing-Chow Michael シンガポール国立大学准教授

講演Ⅲ： 「日本における会社役員の法務リスク」

伊勢田道仁 関西学院大学法学部教授、弁護士

②「中国民事訴訟法専門家による講演会」

法務総合研究所が招聘した中国の専門家による講演会を東京及び大阪にて共催し、
会員企業はじめ多数の参加を得た。

1) 東京会場

日 時： 平成21年3月16日(月)14:00～17:00

場 所： 弁護士会館17階1701会議室

講 演： 「中国民事訴訟法の現状と改正課題」

張 衛平 中国清華大学法学院教授

日本側コメンタ： 上原敏夫 一橋大学大学院法学研究科教授

2) 大阪会場

日 時： 平成21年3月19日(木)14:00～17:00

場 所： 法務総合研究所国際協力部2階 国際会議室

講 演： 「日中民事訴訟法についての比較」

劉 榮軍 中国北京師範大学法学院教授

日本側コメント： 上原敏夫 一橋大学大学院法学研究科教授

池田辰夫 大阪大学大学院高等司法研究科教授

金 春 大東文化大学法学部法律学科講師

5 調査研究事業

(1) アジア・太平洋諸国法制度調査

当財団は法務総合研究所と共同で平成8年度から委託研究としてアジア・太平洋諸国法制度調査研究事業を実施している。平成18年4月よりは「株主代表訴訟」をテーマとして、平成21年3月まで3ヶ年研究を実施した。本年度は最終年度であり総まとめとして海外からの専門家を招聘しシンポジウムを開催した。

名 称 株主代表訴訟研究会

主 催 法務総合研究所国際協力部、当財団

期 間 平成18年4月～平成21年3月(3年プロジェクト)

研究対象国・地域 中国、韓国、シンガポール、台湾

座 長 近藤 光男 神戸大学教授

委 員 川口 恭弘 同志社大学法学部教授

伊勢田道仁 関西学院大学法学部教授、弁護士

中東 正文 名古屋大学大学院法学研究科教授

池田 裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

森川 茂 住友商事(株)関西ブロック総括部法務チーム長

稲葉 一生 法務総合研究所国際協力部長

杉山 典子 法務総合研究所国際協力部教官

平成20年度における研究会開催 場所は法務総合研究所国際協力部セミナー室

第14回研究会 平成20年7月23日

第15回研究会 平成20年9月8日

第16回研究会 平成20年11月17日

第17回研究会 平成21年1月26日

第18回研究会 平成21年3月23日

(2) 海外現地調査

本年度は特段の活動はなかった。

(3) 資料収集配布等

本年度は特段の配布物はなかった。

6 広報事業

(1) 機関誌「ICCLC」発行

第28号 平成20年7月発行

平成19年度事業報告、平成20年度事業計画
2007年度「国際民商事法金沢セミナー」

第29号 平成20年12月発行

第13回日中民商事法セミナー特集

(2) パンフレット作成・ホームページの内容修正

ホームページの内容修正を行った。

収 支 計 算 書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
1 基本財産運用収入	200,000	194,598	5,402
2 会費収入	31,700,000	30,900,000	800,000
3 法整備支援受託事業収入	58,500,000	55,494,397	3,005,603
4 雑収入	100,000	83,999	16,001
当期収入合計(A)	90,500,000	86,672,994	3,827,006
前期繰越収支差額	29,989,836	29,989,836	0
収入合計(B)	120,489,836	116,662,830	3,827,006
II 支出の部			
1 事業費			
法整備支援受託事業費	59,500,000	54,347,867	5,152,133
その他法整備支援事業費	1,500,000	1,446,530	53,470
シンポジウム等運営事業費	10,200,000	11,038,798	△ 838,798
調査研究事業費	6,300,000	4,160,634	2,139,366
広報事業費	2,000,000	1,170,866	829,134
事業費計	79,500,000	72,164,695	7,335,305
2 管理費			
会議費	500,000	447,196	52,804
事務管理費	3,400,000	3,862,297	△ 462,297
賃借料	6,100,000	6,009,696	90,304
人件費	5,000,000	3,950,920	1,049,080
管理費計	15,000,000	14,270,109	729,891
3 固定資産関係費	500,000	313,600	186,400
4 予備費	500,000	0	500,000
当期支出合計(C)	95,500,000	86,748,404	8,751,596
当期収支差額(A)-(C)	△ 5,000,000	△ 75,410	△ 4,924,590
次期繰越収支差額(B)-(C)	24,989,836	29,914,426	△ 4,924,590

正味財産増減計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	金 額		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収入	194,598		
② 会費収入	30,900,000		
③ 法整備支援受託事業収入	55,494,397		
④ 雑収入(受取利息)	83,999		
合 計		86,672,994	86,672,994
(2) 経常費用			
① 事業費			
法整備支援受託事業費	54,347,867		
その他法整備支援事業費	1,446,530		
シンポジウム等運営事業費	11,038,798		
調査研究事業費	4,160,634		
広報事業費	1,170,866		
		72,164,695	
② 管理費			
会議費	447,196		
事務管理費	3,862,297		
賃借料	6,009,696		
人件費	3,950,920		
減価償却費	383,737		
		14,653,846	
合 計			86,818,541
当期正味財産増加額			△ 145,547
前期繰越正味財産額			84,729,652
期末正味財産合計額			84,584,105

貸借対照表

平成21年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
(1)現金	278,157		
(2)銀行預金	8,019,314		
(3)有価証券	10,503,294		
(4)仮払金	13,440		
(5)未収金	12,951,621		
流動資産合計		31,765,826	
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	42,500,000		
投資有価証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
その他の固定資産			
(1)建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△ 706,119		
(2)器具備品	3,298,783		
減価償却累計額	△ 2,655,382		
(3)電話加入権	301,392		
(4)差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	4,669,679		
固定資産合計		54,669,679	
資産合計			86,435,505
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,808,430		
預かり金	42,970		
流動負債合計		1,851,400	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			1,851,400
III 正味財産の部			
正味財産			84,584,105
(うち基本金)			(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(-145,547)
負債及び正味財産合計			86,435,505

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は正味財産増減額として処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法

なお主な耐用年数はつぎのとおりであります。

建物付属設備 15年

器具備品 4～15年

(3) リース取引の処理用法

リース物権の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 基本財産の増減及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	42,500,000	—	—	42,500,000
投資有価証券	7,500,000	—	—	7,500,000
合 計	50,000,000	—	—	50,000,000

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
定期預金	42,500,000	(42,500,000)	—	—
投資有価証券	7,500,000	(7,500,000)	—	—
合 計	50,000,000	(50,000,000)	—	—

財 産 目 録

平成21年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	278,157		
普通預金 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	6,733,751		
みずほ銀行 丸の内中央支店	221,121		
三井住友銀行 日比谷通支店	147,310		
三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店	149,607		
住友信託銀行 東京営業部	767,525		
有価証券中国ファンド大和証券	257,329		
有価証券MMF大和証券	10,245,965		
未収受託事業収入 国際協力機構	12,951,621		
仮払金	13,440		
流動資産合計		31,765,826	
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	10,000,000		
みずほ銀行 丸の内中央支店	10,000,000		
三井住友銀行 日比谷通支店	7,500,000		
三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店	7,500,000		
住友信託銀行 東京営業部	7,500,000		
有価証券中国ファンド大和証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
(2)その他の固定資産			
建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△ 706,119		
器具備品	3,298,783		
減価償却累計額	△ 2,655,382		
電話加入権	301,392		
差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	4,669,679		
固定資産合計		54,669,679	
資産合計			86,435,505
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金 人件費・委託費等	1,808,430		
預かり金 源泉徴収税	42,970		
流動負債合計		1,851,400	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			1,851,400
正味財産			84,584,105

収支計算書内訳(参考)

予算:平成20年度予算 決算:平成20年度決算

(単位:千円)

I 収入の部			
1基本財産運用収入	(予算)50,000×0.40%(定期預金)=200 (決算)50,000×0.39%(定期預金)=195		
2会費収入 (年会費1口200千円)	予 算 決 算		
理事・評議員会社	18,200(42社、91口)	18,200(42社、91口)	
一般会社	13,500(63社、67.5口)	12,700(58社、63.5口)	
計	31,700(105社、158.5口)	30,900(100社、154.5口)	
3法整備支援受託事業収入	予 算 決 算		
ベトナム研修	3,000	4,020	
カンボジア研修	4,500	3,430	
インドネシア研修	1,500	2,047	
中国研修	3,000	3,074	
中央アジアセミナー	1,500	2,053	
部会運営管理業務	45,000	40,870	
計	58,500	55,494	
4雑収入	予 算 決 算		
	100	84	
II 支出の部			
1事業費	予 算 決 算		
法整備支援受託事業費			
ベトナム研修	3,000	3,462	
カンボジア研修	4,500	2,949	
インドネシア研修	1,500	1,824	
中国研修	3,000	3,410	
中央アジアセミナー	1,500	2,036	
部会運営管理業務	46,000	40,667	
計	59,500	54,348	
その他法整備支援事業費	日韓パートナーシップ研修 1,500 1,447		
計	1,500	1,447	
シンポジウム等運営事業費	日中民商事法セミナー 7,000 7,818		
	国際民商事法講演会 200 304		
	アジア太平洋諸国法制度シンポジウム 2,500 2,122		
	他団体との共催事業 500 795		
計	10,200	11,039	
調査研究事業費	アジア太平洋諸国法制度調査研究 6,000 4,160		
	海外現地調査 300 0		
	資料収集配布等 0 0		
計	6,300	4,160	
広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行 1,000 800		
	ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新 1,000 371		
計	2,000	1,171	

		予 算	決 算
2管理費 会議費	理事会、評議員会他役員会	300	391
	その他会議、会合費	200	56
	計	500	447
事務管理費	旅費交通費	1,000	725
	通信運搬費	600	569
	備品消耗品費	270	120
	水道光熱費	200	194
	OA機器リース料	610	643
	租税公課	300	710
	その他諸経費	420	901
	計	3,400	3,862
事務所賃借料	家賃	4,500	4,507
	共益費	1,600	1,502
	計	6,100	6,009
人件費(業務委託料)	事務職一人及び大阪事務所協力員一人	5,000	3,951
		5,000	3,951
3固定資産関係費	パソコン2台	500	314
	計	500	314
4予備費		500	0
	計	500	0

監 査 報 告 書

財団法人国際民商事法センター

理事長 原田 明夫 殿

平成21年4月20日

財団法人国際民商事法センター

監事 本江 威憲



同 川原 卓郎



私たちは、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 理事より財産の状況について報告を聴取し、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務状況について報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

平成21年度事業計画書
(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

1 法整備支援受託事業

国際協力機構は、海外技術協力無償援助の一環として、主としてアジア諸国を対象に法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力機構による民商事分野の支援事業を平成12年度より随意契約で受託し、法務総合研究所他関係先と協力し実施してきた。平成20年度よりは個々の研修については、従来どおり随意契約となったが、共同研究会・作業部会等の運営管理業務については公示・応募によるプロポーザル方式に変更され、当財団ではこれに応募し受託業者として選定された。平成21年度は、この契約の2年目として継続して年度契約を締結した。

国際協力機構からの受託事業収入は、平成14年には83百万円に達したが、その後はカンボジアの民法、民事訴訟法草案作成がほぼ完了し一段落したこと、ベトナム研修等一般研修の縮小等により受託総額はやや減少し、また平成17年度からのウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトが平成19年度上半期にて終了し、一方新たに平成19年度からインドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト及び中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが加わり、ここ数年は同規模の受託総額となっている。

平成21年度はベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトが3年目を迎え、カンボジアは法制度整備支援プロジェクトフェーズ3及び裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2が継続される。また、中国のプロジェクトが3年目で本格化し、新たにネパールに対するプロジェクトも開始される予定。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるため、当財団としても独自に人的、資金的支援を加えている。

国際協力機構受託事業収入/費用の推移(平成20年度まで実績)

	受託事業収入	受託事業支出	(千円)
平成12年度	45,433	53,832	
平成13年度	65,060	71,622	
平成14年度	82,968	83,446	
平成15年度	56,814	57,063	
平成16年度	56,484	58,038	
平成17年度	58,543	62,242	

平成18年度	52, 268	54, 838
平成19年度	51, 762	52, 021
平成20年度	55, 494	54, 348
平成21年度(予算)	64, 500	64, 500

(1) ベトナム法整備支援研修(ベトナム研修)

平成19年度より実施されているベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」を目的として本邦研修を実施する予定。

第31回ベトナム法整備支援研修(司法省)

平成21年8月(東京2週間) 研修員 10人

第32回ベトナム法整備支援研修(最高人民検察院)

平成21年12月(東京2週間) 研修員 10人

第33回ベトナム法整備支援研修(最高人民裁判所)

平成22年2月(東京2週間) 研修員 10人

(2) ベトナム法制度整備

平成19年4月から4年間の予定で新たにベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトが実施されている。

ここでは、「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、パイロット地区を指定し、同地区において、司法機関(裁判所、検察庁、弁護士会)及び司法補助機関(戸籍、不動産登記、公証に関係する機関)の能力の改善に向けた取組みを行うことが予定され、起草支援としては、不動産登記法、担保取引登録法、行政訴訟法の制定、民事訴訟法・刑事訴訟法の改正支援が予定されている。

(i) ベトナム民法共同研究会(東京)

委員長 森島昭夫 日本気候政策センター理事長

委員 10人

研究会 6回

(ii) 裁判実務改善研究会(大阪)

(平成18年度までの判決標準化共同研究会が改組されたもの)

委員長 村上敬一 同志社大学大学院教授・弁護士

委員 3人

研究会 5回

その他研究会については現在未定。

(3) カンボジア法整備支援研修（カンボジア研修）

民事訴訟法は平成18年7月に成立・公布（適用は平成19年7月から）、民法は平成19年12月に成立・公布（適用期日は未定）されたが、両法の適用・普及に向けて引き続き日本側が支援協力を行う。

平成21年度カンボジア法整備支援研修（司法省立法支援）

平成21年9月（東京1週間） 研修員 12人

第6回カンボジア法曹養成支援研修（王立裁判官・検察官養成校）

（日本側実施主体：カンボジア法曹養成共同研究会）

平成21年10月（大阪2週間） 研修員10人

(4) カンボジア法制度整備

1) カンボジア法制度整備支援プロジェクト（民法・民事訴訟法草案作成支援）は、平成11年3月よりフェーズ1が開始され、日本側の支援組織として民法作業部会、民事訴訟法作業部会が設けられ、その結果、平成15年3月までに両草案が完成しカンボジア側に引き渡された。平成16年4月より平成20年3月までフェーズ2として民法・民事訴訟法の立法化支援及び関連法令起草支援等を実施、その結果民事訴訟法は平成18年7月に成立・公布（適用は平成19年7月から）、民法は平成19年12月に成立・公布（適用期日は未定）された。

平成20年4月よりは4年間の予定でフェーズ3が開始され民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草立法化支援及び民法・民事訴訟法適用のための諸活動支援が行われる予定。

当年度も従来からの下記部会が継続される。

(イ) 民法作業部会（東京）

委員長 森脇昭夫 日本気候政策センター理事長

委員 15人

作業部会 6回

(ロ) 民事訴訟法作業部会（東京）

委員長 竹下守夫 駿河台大学総長

委員 12人

作業部会 4回

2) 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトは王立司法学院内の王立裁判官・検察官養成校における民事裁判を支援すべく平成17年11月から開始され平成20年3月でフェーズ1が終了した。平成20年4月よりは4年間の予定でフェ

ーズ2として教材作成、教官養成等の支援及び継続教育への支援が実施される。

カンボジア法曹養成研究会（大阪）

委員長 山口浩司 司法研修所教官

委員 6人

参与委員 2人

作業部会 3回

当財団は引き続き各作業部会の事務局を担当し、この運營業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理・翻訳、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について大学院生他の協力者を起用して取り進める。

(5) インドネシア和解・調停制度強化支援研修（インドネシア研修）

インドネシアの法制度は外見的には一応整っているものの、法の適用と執行面において多くの問題を抱えており、民事・刑事の実体法及び手続法の改正に加え、経済関連法の適切な運用の確立を目指しており、日本の法制度に注目し、法整備支援を要請してきている。

第一段階として同国の司法制度及び改革の動向を把握する必要があるため、日本・インドネシア両国の制度比較研究セミナーとして平成14年度にスタートし、（実質的には研修のカテゴリーに入るので「インドネシア研修」と略称する。）次いで平成16年から3カ年で「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究」をテーマとして本邦研修が実施された。

その成果を踏まえ、平成19年度から和解・調停制度整備のためのプロジェクトが開始され、本邦研修も実施されている。

本年はプロジェクト終了後の支援のあり方を検討すべく国別特別研修が実施される予定。

インドネシア和解・調停実務研究

平成21年10月（場所未定2週間）研修員12人

(6) インドネシア法制度整備

インドネシアに対しては平成19年3月より2年間の予定で最高裁判所を支援対象機関として和解・調停制度強化支援プロジェクトが実施されている。和解・調停実務の改善、少額簡易裁判所制度の導入、上訴制度の合理化などを目的としたものである。本プロジェクトは平成21年3月で終了の予定であったが、今後の支援のあり方を検討すべくアドバイザリーグループ会合は継続されることになった。

インドネシア「和解・調停制度強化支援」アドバイザーグループ（東京・大阪）
委員長 草野芳郎 学習院大学教授
委員 6人
委員会 2回

(7) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト研修（中国研修）

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会からの要請に応じて平成19年11月から平成22年3月までの予定で中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが実施されている。

昨年に引き続き平成21年度には、下記本邦研修が予定されている。

第4回中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修
（日本側実施主体：中国民事訴訟法・仲裁法プロジェクト研究会）
平成21年11月（東京2週間）
研修員 全人代法制工作委员会民法室、最高人民法院など10名

(8) 中国関係

1) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

上記中国研修の項に記載の通り、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会からの要請で平成19年11月から平成22年3月までの予定で開始されたプロジェクトで、中国において公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進されることを目指したものである。

中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト研究会
委員長 上原敏夫 一橋大学大学院教授
委員 14人
研究会 4回

2) 中華人民共和国権利侵害責任法研究会

上記に加え、中国側からの要請で現在中国にて立法化が検討されている権利侵害責任法についての新たな研究会が立ち上がることになった。

中華人民共和国権利侵害責任法研究会
委員長 上原敏夫 一橋大学大学院教授
委員 10人
研究会 4回

(9) 中央アジア比較法制研究セミナー

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト（平成17年11月～平成19年9月）が倒産法注釈書作成の完成をもって終了した。この後を受けて中央アジア向けの次期プロジェクトが検討されている。

今年度は、昨年度に続き中央アジア諸国が市場経済化にふさわしい法制度を独力で整備し、その解釈・運用が適切に行われるようにするため、中央アジア諸国の立法担当者等を対象に、中央アジア諸国の法的問題点を明らかにするとともにその改善策を策定することを目的とした各種民商事法制度に関する地域別研修が実施される。

第2回中央アジア比較法制研究セミナー

平成21年12月（大阪2週間）研修員15名

参加国（予定）：カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン

(10) 東ティモール立法力強化研修

新規プロジェクトで司法省職員に対し日本の立法手続等についての研修を実施し、立法能力の強化についての支援を行う。

東ティモール立法力強化研修

平成21年6月（未定2週間）研修員2名

(11) ネパール民法改正支援

ネパール政府より民法改正支援に関する要請があり、2009年度より3ヶ年国別研修「民法及び関連法セミナー」として本邦研修が実施されることになった。

第1回「ネパール民法及び関連法セミナー」

平成21年7月～8月（東京2週間）

研修員10～15名

本件の国内での支援組織として、ネパール「国別研修民法及び関連法セミナー」にかかる民法改正支援アドバイザーグループが結成される。

民法改正支援アドバイザーグループ

委員長 松尾 弘 慶應義塾大学法科大学院教授

委員 3人

グループ会合 12回

2 その他法関連事業

当財団は、国際協力機構のODA関係の事業とは別に法務総合研究所と共催による日韓パートナーシップ研修を実施している。

(1) 日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、従来に増して緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院（最高裁）と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を平成11年度から継続的に実施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。当年度は従来のテーマを継続するが、今後の方向としては登記制度以外の民事行政制度への拡大、また大法院ルートを通じて両国にとって有効な新規プロジェクトを検討していきたい。

第11回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、戸籍・供託制度をめぐる実務上の諸問題

日本セッション 平成21年6月15日～6月25日 東京

韓国チーム5名及び韓国法院の教授、教官が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所（東京）において研修。

韓国セッション 平成21年10月19日～10月29日 高陽（韓国）

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院公務員教育院（高陽）において研修。

3 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

当財団は国務院国家发展改革委員会を中国側の窓口として他関係機関の協力も得て中国との法律交流事業を取り進めており、当年度は第14回日中民商事法セミナーを日本（東京及び大阪）で開催する。

第14回日中民商事法セミナー

時期・場所： 平成21年9月 東京及び大阪

テーマ（予定）： 中国の「権利侵害責任法」立法化について
「中国独占禁止法」適用の現状と課題

主催 日本： 当財団、法務総合研究所、JETRO

中国： 国務院国家发展改革委員会

中国側講師： テーマに関する専門家講師2名招聘

本セミナーでは日中の開催地側より時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は日本側より民商事法分野での現在中国での重要な動きについて上記テーマを取り上げるが、日中双方にとり時宜を得たものとする。

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、日中双方の民商事法分野での専門家の交流を通じ、広く企業等実務家にも有意義であるとの評価を受けており、この内容の一層の充実を計るとともに、国家発展改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討したい。

(2) 国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、平成13年度はインドネシア裁判外の紛争解決、平成14年度はフィリピン裁判制度、平成15年度は韓国知財訴訟(特許法院)、平成16年度は日中の知的財産法制度、そして平成20年度は「中国民事訴訟法」をテーマとして実施した。

当年度も関係諸機関の協力も得て、開催を検討したい。

(3) アジア太平洋諸国法制度シンポジウム

平成21年度より2～3年にわたり、新たなテーマのもとに研究事業を立ち上げることとしており、(アジア・太平洋諸国監査制度研究会)、この研究の中間段階でのミニシンポジウムが開催されることを想定している。

(4) 他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会及びその関連プロジェクトにも参加、協力していきたい。

・ローエイシアシンポジウムへの協賛参加

平成21年6月11日 於日本弁護士連合会

－現代の企業活動と職業倫理－

・法整備支援連絡会(平成22年1月)

・石川国際民商事法センター主催シンポジウム(平成22年2～3月)の後援

4 調査研究事業

(1) アジア太平洋諸国法制度調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家にお願ひし、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期ADR、第3期知的財産権、第4期国際会社法、第5期株主代表訴訟を実施してきたが、平成21年度より2～3年の予定で、国際会社法に関連したテーマとして「監査制度」について研究事業を立ち上げる予定。

アジア・太平洋諸国監査制度研究会

主 催： 法務総合研究所国際協力部、当財団

期 間： 平成21年度より2～3年

対象国・地域：未定

研究会： 座長 近藤光男神戸大学教授(予定)

研究会委員 7人程度

当年度は定期的研究会開催を中心に実施する予定。

(2) 海外現地調査

当財団関係者が法整備支援対象国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援の内容、方法などについて現地の関係者の要望を聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。

(3) 資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記アジア太平洋諸国法制度調査研究事業の成果出版物(今年度は「株主代表訴訟研究会」の成果物)を当財団会員に配布するための費用を含む。

5 広報事業

(1) 機関誌「ICCLC」発行

平成21年7月発行

平成20年度事業報告、平成21年度事業計画を掲載

アジア株主代表訴訟セミナー

平成21年11月発行

第14回日中民商事法セミナー特集を予定

(2) "ICCLC NEWS LETTER"発行

年間2回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

(3) パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。

収 支 予 算 書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	200	200	0
2会費収入	29,300	31,700	△ 2,400
3法整備支援受託事業収入	64,500	58,500	6,000
4雑収入	100	100	0
当期収入合計(A)	94,100	90,500	3,600
前期繰越収支差額	29,914	29,989	△ 75
収入合計(B)	124,014	120,489	3,525
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	64,500	59,500	5,000
その他法整備支援事業費	1,500	1,500	0
シンポジウム等運営事業費	10,000	10,200	△ 200
調査研究事業費	1,800	6,300	△ 4,500
広報事業費	2,000	2,000	0
事業費計	79,800	79,500	300
2管理費			
会議費	500	500	0
事務管理費	3,900	3,400	500
賃借料	6,100	6,100	0
人件費	4,500	5,000	△ 500
管理費計	15,000	15,000	0
3固定資産関係費	500	500	0
4予備費	500	500	0
当期支出合計(C)	95,800	95,500	300
当期収支差額(A)-(C)	△ 1,700	△ 5,000	3,300
次期繰越収支差額(B)-(C)	28,214	24,989	3,225

収支予算書内訳(参考)

H21:平成21年度予算 H20:平成20年度予算

(単位:千円)

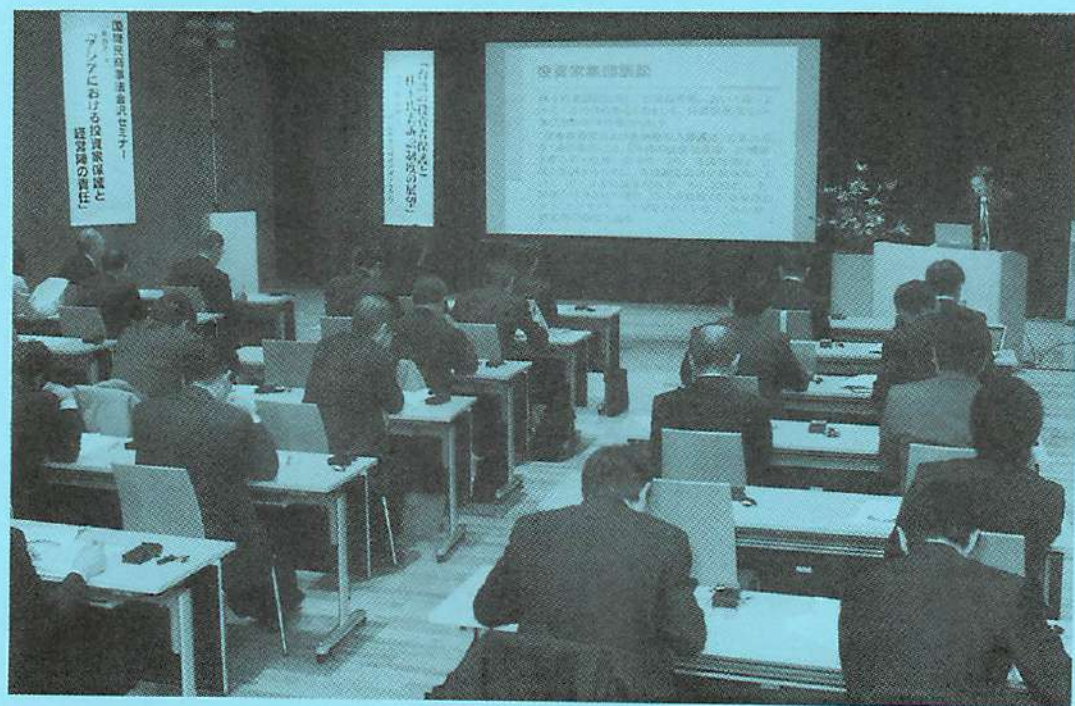
I 収入の部			
1基本財産運用収入	(H20)50,000×0.40%(定期預金)=200 (H21)50,000×0.40%(定期預金)=200		
2会費収入 (年会費1口200千円)		H21	H20
	理事・評議員会社	17,800(42社、89口)	18,200(42社、91口)
	一般会社	11,500(53社、57.5口)	13,500(63社、67.5口)
	計	29,300(95社、146.5口)	31,700(105社、158.5口)
3法整備支援受託事業収入		H21	H20
	ベトナム研修	4,500	3,000
	カンボジア研修	3,000	4,500
	インドネシア研修	2,000	1,500
	中国研修	1,500	3,000
	中央アジアセミナー	2,000	1,500
	東ティモール研修	1,000	0
	ネパールセミナー	1,500	0
	部会運営管理業務	49,000	45,000
	計	64,500	58,500
4雑収入		H21	H20
		100	100
II 支出の部			
1事業費		H21	H20
法整備支援受託事業費	ベトナム研修	4,500	3,000
	カンボジア研修	3,000	4,500
	インドネシア研修	2,000	1,500
	中国研修	1,500	3,000
	中央アジアセミナー	2,000	1,500
	東ティモール研修	1,000	0
	ネパールセミナー	1,500	0
	部会運営管理業務	49,000	46,000
	計	64,500	59,500
その他法整備支援事業費	日韓パートナーシップ研修	1,500	1,500
	計	1,500	1,500
シンポジウム等運営事業費	日中民商事法セミナー	8,000	7,000
	国際民商事法講演会	500	200
	アジア太平洋諸国法制度シンポジウム	1,000	2,500
	他団体との共催事業	500	500
	計	10,000	10,200
調査研究事業費	アジア太平洋諸国法制度調査研究	1,000	6,000
	海外現地調査	300	300
	資料収集配布等	500	0
	計	1,800	6,300
広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行	1,000	1,000
	ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新	1,000	1,000
	計	2,000	2,000
事業費計		79,800	79,500

2管理費 会議費		H21	H20
	理事会、評議員会他役員会 その他会議、会合費	300 200	300 200
	計	500	500
事務管理費	旅費交通費	1,000	1,000
	通信運搬費	600	600
	備品消耗品費	200	270
	水道光熱費	200	200
	OA機器リース料	700	610
	租税公課	400	300
	その他諸経費	800	420
	計	3,900	3,400
事務所賃借料	家賃	4,500	4,500
	共益費	1,600	1,600
	計	6,100	6,100
人件費(業務委託料)	事務職一人及び大阪事務所協力員一人	4,500	5,000
		4,500	5,000
管理費計		15,000	15,000
3固定資産関係費	間仕切、内装、パソコン等	500	500
	計	500	500
4予備費		500	500
	計	500	500

001	001	001	001
002	002	002	002
003	003	003	003
004	004	004	004
005	005	005	005
006	006	006	006
007	007	007	007
008	008	008	008
009	009	009	009
010	010	010	010
011	011	011	011
012	012	012	012
013	013	013	013
014	014	014	014
015	015	015	015
016	016	016	016
017	017	017	017
018	018	018	018
019	019	019	019
020	020	020	020
021	021	021	021
022	022	022	022
023	023	023	023
024	024	024	024
025	025	025	025
026	026	026	026
027	027	027	027
028	028	028	028
029	029	029	029
030	030	030	030
031	031	031	031
032	032	032	032
033	033	033	033
034	034	034	034
035	035	035	035
036	036	036	036
037	037	037	037
038	038	038	038
039	039	039	039
040	040	040	040
041	041	041	041
042	042	042	042
043	043	043	043
044	044	044	044
045	045	045	045
046	046	046	046
047	047	047	047
048	048	048	048
049	049	049	049
050	050	050	050
051	051	051	051
052	052	052	052
053	053	053	053
054	054	054	054
055	055	055	055
056	056	056	056
057	057	057	057
058	058	058	058
059	059	059	059
060	060	060	060
061	061	061	061
062	062	062	062
063	063	063	063
064	064	064	064
065	065	065	065
066	066	066	066
067	067	067	067
068	068	068	068
069	069	069	069
070	070	070	070
071	071	071	071
072	072	072	072
073	073	073	073
074	074	074	074
075	075	075	075
076	076	076	076
077	077	077	077
078	078	078	078
079	079	079	079
080	080	080	080
081	081	081	081
082	082	082	082
083	083	083	083
084	084	084	084
085	085	085	085
086	086	086	086
087	087	087	087
088	088	088	088
089	089	089	089
090	090	090	090
091	091	091	091
092	092	092	092
093	093	093	093
094	094	094	094
095	095	095	095
096	096	096	096
097	097	097	097
098	098	098	098
099	099	099	099

＜第 二 部＞

2008年度「国際民商事法金沢セミナー」



セミナー会場風景

本号の第二部として当財団が後援しているセミナーを取り上げました。

石川国際民商事法センター主催で、当財団及び法務総合研究所が後援する2008年度「国際民商事法金沢セミナー」が平成21年3月11日に行われました。

当財団、法務総合研究所、日本貿易振興機構の三者共催により平成21年3月9日大阪中之島合同庁舎国際会議室において開催しましたアジア株主代表訴訟シンポジウム～アジアにおける株主代表訴訟制度の実情と株主保護～のためお招きした台湾、シンガポールからの専門家に金沢に足を延ばしていただきセミナーが開かれたものであります。本号ではセミナープログラムより台湾・國立中興大學廖大穎教授の講演会用原稿と関西学院大学伊勢田道仁教授の講演録をお届けします。

2008年度「国際民商事法金沢セミナー」

講演1 台湾における投資者保護と株主代表訴訟制度の展望

台湾・國立中興大學財經法律學系教授 廖 大穎

講演2 日本における会社役員の法務リスク

関西学院大学教授 伊勢田 道仁

【講演1】

台湾における投資者保護と株主代表訴訟制度の展望

台湾・國立中興大學財經法律學系教授 廖大穎

壹、コーポレート・ガバナンスの観点からみた台湾の株主代表訴訟の検証
貳、株主代表訴訟の一部代替機能としての投資家団体訴訟
参、株主代表訴訟制度の将来及び展望

壹、コーポレート・ガバナンスの観点からみた台湾の株主代表訴訟の検証

株主代表訴訟とは、一般的に英米法系における株主の代表訴訟に由来するものである。米国法におけるこのような株主代表訴訟は、株主個人による直接訴訟とは異なり、その要点は会社自身の利益保護を期待できない点にあり、例外的に株主、特に少数派の株主が会社を代表して、取締役(Director)、役員(Officers)、発起人(Promoters)、支配株主(Controlling share holders)などの企業経営者に対し、会社経営上の失策又は会社資産の不正流用、ひいては会社に対する詐欺的な事務操作行為などにより会社に損害を与えたとして、法的民事賠償責任を提起することを認める訴訟制度である¹。

会社法における株主代表訴訟制度

1 英米法系の株主代表訴訟導入…会社法第 214 条

台湾の会社法第 214 条は、1966 年の改正時に、米国と日本の株主代表訴訟制度の立法例を参酌しており、特に、発行済株式総数の 10% 以上の株式を継続して一年以上有する株主は、書面をもって、監査役に、会社に代わり取締役に対し訴訟を提起するよう請求することができ、監査役が 30 日以内に訴訟を提起しない場合、当該株主は会社に代わり訴訟を提起することができるという条文が追加改正された²。さらに、2001 年の会社法改正時に、株主の監査役による取締役への訴訟の提起要件が、現行の 3% に引き下げられた³。会社法第 214 条第 1 項の「監査役に、会社に代わり取締役に対し訴訟を提起するよう請求することができる…」という現行規定は、台湾の法律上、監査役は会社に代わり取締役に対し訴訟を提起できる権限で

¹ James D. Cox & Thomas L. Hazen & F. Hodge O'Neal, Corporations, vol. II, (1995), at 15.19.

² 1966 年会社法一部条文改正草案の追加改正第 214 条、立法院公報 37 会期 13 号 180 ページを参照のこと。

³ 2001 年会社法一部条文改正草案、第 214 条のものの改正案は未採択、立法院公報 90 卷 51 期 217 ページを参照のこと。ただし、2001 年 10 月 17 日に野党団との協議で会社法第 214 条改正合意、立法院公報 90 卷 51 期 440 ページ部分をも参照のこと。

あると解釈し得る。さらに、会社法第 214 条第 2 項で仮定する状況、すなわち「監査役が前項の請求日から 30 日以内に訴訟を提起しないときは…」という一文は、法律効果を見ると、会社に代わる法的地位を監査役に取得させるという権利を株主に付与し、株主が会社を代表して取締役の訴訟を提起する制度設計であり、これを株主代表訴訟制と称するのが相応しいと言える⁴。会社法第 214 条の株主代表訴訟は、その手続上、代位訴訟の傾向が強く見られるが、実際には権利を保護するために設計されたものに過ぎない。本来の目的は、会社の組織運営における適正行為を保障するためのものであり、コーポレート・ガバナンスの適正化は、株主代表訴訟制度にとって究極の目標となるものである。これは、株主の基本的権利と公正な待遇(the rights of shareholders and the equitable treatment of shareholder)をうたった「OECD コーポレート・ガバナンス原則」にも掲げられている⁵。

2 親子会社の支配構造及び株主代表訴訟の発展…追加会社法第 369 条の 4

支配会社と従属会社の親子会社が形成される理由については、一般的に企業集団内部の各子会社から生産される経営相乗作用(synergy)により、最大の利益を追求するための経営戦略であると考えられる。このような会社の集団化というのは、むしろ現代の台湾において企業経営の主流を成すものとなっている。このため、親子会社内部に潜在する利益相反との疑念は、特にコーポレート・ガバナンスにおいて付与される株主の権益保障…支配を受ける従属会社においては、親子会社の特殊構造における会社法第 214 条の株主代表訴訟関連について、従属会社の株主の立場から、従属会社に代わって当該取締役に対し企業経営の責任を訴追するのは当然のことである。

親子会社の支配構造について、会社法では従属会社の権益を保障するため、支配会社による不当な侵害を受けないよう、特に、第 369 条の 4 第 1 項において、「支配会社が、直接的又は間接的に、従属会社に営業の通例に合わないこと、又はその他の不利益な経営をさせ、さらに会計年度終了までに適切な補償をせず、従属会社に損害を与えた場合、損害賠償責任を負う」と明文化された。従属会社が支配会社に対し損害賠償請求をする救済行動を期待するために、会社法第 369 条の 4 第 3 項において、従属会社の債権者と株主が損害賠償を提起する訴訟権を付与しており、「支配会社が第 1 項の賠償を行わない場合、従属会社の債権者、又は、継続して一年以上、従属会社の発行済議決権付株式総数若しくは資本総額の 1% 以上を有する株主は、自分の名義で前二項の従属会社の権利を行使し、従属会社への給付を請

⁴ 廖大穎「企業經營與董事責任之追究—檢討我國公司法上股東代表訴訟制度」經社法制論叢 37 期 116 ページ

⁵ OECD Principles of Corporate Governance(2004), Part I (II III), at 18-20,
<http://www.oecd.org/dataoecd/32/18/3155724.pdf>, visited 2005/01/20

求することができる」という規定を明文化している。

このような従属会社の株主が会社に代わって支配会社に賠償請求を行うことの立法構造について、米国の法制における株主代表訴訟部分と比較すると、会社法第 369 条の 4 第 3 項の株主代表訴訟及び会社法第 214 条の制度は、実は元が同じであることが容易に理解できる。つまり、この認識に基づき、会社法第 369 条の 4 第 3 項が従属会社に付与する、株主が代表して支配会社に賠償責任を訴追する制度は、本論では、むしろ現行会社法の第 214 条の株主代表訴訟の法理が拡大したものとする。成文法の観点から、会社法第 369 条の 4 第 3 項の意義を解釈すると、会社法第 227 条が第 214 条を準用している立法設計と同じく、株主が会社に代わって取締役を提訴することは、監査役の立法政策にまで拡大して、さらにその提訴対象が支配会社などの支配株主まで拡大することになる⁶。

株主代表訴訟制度と台湾会社法の変遷

年(西暦)	立法/改正	内容	立法/改正説明
1929	会社法立法	不明	不明
1946	会社法改正	不明	不明
1949	第二次世界大戦の終戦後、国民党と共産党の内戦が勃発、政府は台湾へ。		
1966	会社法改正	株主代表訴訟制度の確立(第 214 条) 1. 少数株主権 2. 監査役への書面請求の手順 3. 担保提供制度	株主権利の強化、取締役責任追及訴訟の制限(アメリカ、日本の立法例を参照)
1983	会社法改正	株主代表訴訟の改正 少数株主権の行使要件を低減(5%)	株主権の有効行使のため
1997	会社法改正	会社法企業グループ規制を追加 従属(子)会社の株主は、支配(親)会社に対し、従属(子)会社に対する賠償給付を請求できる。(会社法第 369 条の 4 第 3 項)。	従属(子)会社の少数株主の権益保護(アメリカ、ドイツの立法例を参照)
2001	会社法改正	株主代表訴訟の改正 少数株主権の行使要件を低減(3%)	株主代表訴訟の監督機能の発揮、取締役への訴訟提起の要件の低減

資料出所:『立法院公報』立法院(国会)法律系統資料, <http://lis.ly.gov.tw/lgcgi/lglaw>

株主代表訴訟の実情

⁶ 廖大願「論公司治理的核心設計與股東權之保護—分析股東代表訴訟制度之法理」『選入 21 世紀之民事法研究』(元照・2006 年)430 ページ

通常、コーポレート・ガバナンスにおける株主代表訴訟の意義は、OECD のコーポレート・ガバナンス原則が掲げる基礎理念である、株主権利の保障を実現することにある。しかし、株主権利が侵害された場合、株主が法に基づき救済を求めることが可能であろうか。OECD のコーポレート・ガバナンス原則が着目したのは、会社経営の誘因及び監督であり、その理論モデルは会社又は株主の権利といった起点へ帰結するものであるが、現代企業法制は往々にして企業経営環境を有利にする一方で、株主権利を犠牲にし、無視する流れに傾く。この傾向に反省を促し、新たに検討を加える契機となるのが株主代表訴訟制度に他ならない。会社法第 214 条に明文化された会社に代わって株主が取締役に対して訴訟を提起できる代表訴訟制度は、重要な企業監督メカニズムの一つであることに疑義はない。

しかしながら、台湾で株主代表訴訟制度が施行されて以来、訴訟実務において株主が当該制度を活用する事例はごく稀である。これは台湾の民情に深い関わりを有する面もあるが、他方では、現行制度において被告の申立てにより、裁判所が、提訴した株主に対し担保の提供を命じる権限を有し、かつ株主が敗訴した場合は、会社に対し賠償責任を負うことになる上、たとえ株主が勝訴した場合でも、その賠償金は全て会社に帰属すると規定されているため、株主が弁護士費用を負担しなければならず、株主にしてみれば、「骨折り損のくたびれ儲け」という側面があることも否めない。以上の如く、株主代表訴訟は「労民傷財(＝人力及び財力の浪費)」にも繋がりがかねないことから、立法以来、芳しい成果を挙げているとは言い難い⁷。その結果、2008 年 6 月 3 日、主務機関である經濟部を日本国法務省株主代表訴訟制度海外調査団の川口恭弘教授、伊勢田道仁教授の二名が訪問した際にも、実務において台湾の株主代表訴訟制度に従うべき訴訟の実例がないということを率直に認めざるを得なかった。

期待はずれになった会社法の株主代表訴訟

株主代表訴訟は、通常、株主が効果的に会社取締役を監督し、健全な企業経営、並びに会社及び株主の権利を保障するための有用な手段と認識されている。しかし悪意の有る株主が代表訴訟の名を借りて、取締役又は会社から金員を詐取する事態を効果的に防止するため、台湾の立法政策では株主代表訴訟に一定の条件を設ける特別規定が置かれる。即ち、

- (1)発行済株式総数の 3%以上を 1 年以上継続して所有する株主でなければ代表訴訟を提起することができないという条件である(会社法第 241 条第 1 項)。
- (2)被告の申立てにより、裁判所は、訴訟を提起した株主に担保を提供するよう命じることができる(会社法第 214 条中段)

⁷ 財団法人万国法律基金会『公司法制全盤修正計畫研究案總報告(Ⅰ)』(行政院經濟建設委員會・2003 年)3-12 ページ。

(3)株主が敗訴し、会社に損害を与えた場合、または被告とされた取締役に損害を与えた場合、原告株主は会社又は取締役に対して賠償責任を負う(会社法第 214 条第 2 項後段、第 215 条)

このような弊害防止に重点を置く法律設計は、株主代表訴訟によるコーポレート・ガバナンスの困難さを、いたずらに増幅させるおそれがある。なお、制度設計上のインセンティブ不足のため、具体的な効果として、株主代表訴訟の手続きにおいては、経済面で相対的衡平性を得ることができないことが挙げられる。

貳、株主代表訴訟の一部代替機能としての投資家団体訴訟

2002 年に「証券投資家及び先物取引人保護法」(以下「投資家保護法」という。)⁴が立法院(国会)を通過し、いわゆる投資家団体訴訟制度が設けられた。このうち、投資家保護法第 28 条第 1 項前段は、「保護機関は、公益を保護するため、その定款に定める目的範囲内において、多数の証券又は先物取引投資家が…損害を受ける事態を招いた同一の証券又は先物取引事件について、20 人以上の投資家が…訴訟又は仲裁実施権を…授与し、…自分の名義で提訴…を行う」と規定しており、これが台湾法の証券市場における団体訴訟の根拠となるものである⁵。

証券投資家団体訴訟の構造と訴訟インセンティブ

1) 公益訴訟としての性質

いわゆる公益の訴訟とは、投資家保護法第 28 条の規定に則り、保護機関が証券投資家に代わり提起する訴訟が、非営利を目的とし、市場投資家の權益を保障するサービスの性質を持ち、投資家が団体訴訟を利用しやすいように設計したものである。それゆえ、投資家保護法第 33 条でも、保護機関は、当該訴訟の結果得られた賠償金から訴訟に必要な費用を差し引いた後、訴訟実施権を授与した証券投資家にそれぞれ支払うが、報酬を請求してはならないと規定している⁶。

なお、保護機関による団体訴訟の公益目的を考慮し、また証券市場における投資家の損害補填の請求及び違法阻止機能を発揮させるため、投資家保護法では、消費者保護法の立法例を参照して、第 35 条で規定している。すなわち、保護機関が第 28 条に則り自分名義で訴訟を提起し、又は上訴する場合、その訴訟標的の金額又は価額が新台幣ドル一億円を超えるも

⁴ 2002 年証券投資家及び先物取引人保護法の立法草案報告は、立法院公報 91 卷 48 期 85 ページ(李庸三前部長の答申)を参照のこと。

⁵ 証券投資家及び先物取引人保護法草案第 33 条の立法説明については、立法院公報 91 卷 45 期 290 ページを参照のこと。

のについては、訴訟費用は免除される。もしも、被告側が上訴を提起し、勝訴が確定した場合、前もって納付した訴訟費用からその負担する費用を差し引き返金し、また、その訴訟標的の金額又は価額が新台幣ドル一億元を越える場合の訴訟費用については、保護機関への追徴を免除するとしている¹⁰。

2) 保全手続の担保提供免除

保全手続とは、裁判所の強制執行を保全する特別な手続のことであるが、現行の実務上、保全手続の申立ての際、訴訟標的の金額の三分の一の担保金を納めなければならない。保護機関が公益保護のために団体訴訟を提起する場合、投資家の相談から申立て、民事争議の調停、支払いなどに至るまでの諸業務があるため、保護基金の運営に深刻な影響を及ぼすおそれがある。それゆえ、投資家保護法第34条では、特別に保護機関による投資家団体訴訟の公益目的性を考慮しており、証券投資家の損害に対し補償が得られるようにしているほか、司法の手続に違法行為を制裁し、社会経済や金融秩序を安定させるという作用を持たせている。そして、保護機関は、第28条の規定に訴訟を提起し、仮差押え又は仮処分申立てをした場合、請求、仮差押え又は仮処分の原因について釈明し、担保提供免除との裁定ができると定められる¹¹。また、投資家保護法第36条により、保護機関が第28条の規定に則り訴訟又は上訴を提起した場合、判決確定前に執行されなければ賠償又は見積りの難しい損害を受けるおそれがあることを釈明したときは、裁判所はその申立てにより、担保提供免除の仮執行を認めべきである¹²。

財団法人証券投資家及び先物取引人保護センター

財団法人証券投資家及び先物取引人保護センターは、2003年1月22日に設立され、当時の保護基金は13億3100新台幣ドルになり、次に挙げる機関から寄付される。台湾証券取引所株式会社、台湾先物取引所株式会社、財団法人中華民國証券店頭販売センター、台湾証券集中保管株式会社、中華民國証券商業同業組合、中華民國証券投資信託及び商業顧問同業組合、台北市先物商業同業組合、復華証券金融株式会社、環華証券金融株式会社、富邦証券金融株式会社、安泰証券金融株式会社。

公益目的として設立された投資家保護センターが、台湾の証券・先物市場にもたらす役割は次のとおり。

(一)証券投資家に対して：

1.争議事案の調停において争議の早期解決に役立つ。

¹⁰ 証券投資家及び先物取引人保護法草案第35条の立法説明については、立法院公報91卷45期292ページを参照のこと。ただし、このような立法は、民事訴訟法における当事者の武器平等原則の法理上、批判される懸念がある。民事手続上の検討については、頼源河ほか「投資家保護法研討會」月旦法学雑誌49期98ページを参照のこと。

¹¹ 証券投資家及び先物取引人保護法草案第34条の立法説明については、立法院公報91卷45期291ページを参照のこと。ただし、このような立法は、民事訴訟法における当事者の武器平等原則の法理上、批判される懸念がある。民事手続上の検討については、頼源河ほか「投資家保護法研討會」月旦法学雑誌49期98ページを参照のこと。

¹² 証券投資家及び先物取引人保護法草案第36条の立法説明、立法院公報91卷45期293ページを参照のこと。

- 2.同一事案において、調停あるいは団体仲裁、訴訟制度により市場で違法行為を行う者に対し賠償請求ができる。
 - 3.保護機関が訴訟を提起する場合、仮差押え及び仮処分申請に際し、担保提供が免除できるため、被告の費用負担を大幅に軽減できる。
 - 4.保護機関が訴訟を提起する場合、仮執行申請に際し、担保提供が免除できるため、証券投資家の早急な救済が可能となる。
- (二)発行会社及び取締役、監査役に対して:
- 1.集団訴訟を行うことで、会社資産の流用を未然に防げる。
 - 2.保護機関により会社の株式発行人に対し、財務・業務に必要な照会を請求でき、株式発行人の会社に対するコーポレート・ガバナンスを強化し、かつ発行会社の取締役や監査役にその義務や責任を遵守するよう促せる。
- (三)証券会社に対して:
- 1.証券会社の財務状況が悪化し、弁済能力の欠乏により違約が生じる場合、保護基金が取引成立した投資家に弁済するが、証券投資家の投資意欲を向上させ、市場の発展にも貢献。
 - 2.証券争議の調停に際し、保護機関は証券会社に対し必要な資料の提出を求めることができ、争議事案の早期解決に役立ち、訴訟の長期化を回避できる。
 - 3.投資家保護法第37条には、証券会社が取引先から受け取った金員は自己の所有する財産と分離することが明記されており、違法な流用を防ぎ、一般投資家の投資意欲の向上に繋げられる。

資料出所:財団法人証券投資家及び先物取引人保護センター、<http://www.sfpc.org.tw>

株主代表訴訟に代替する投資家集団訴訟

投資家保護法の上記各規定から、投資家保護法が保護機関の提起する集団訴訟の負担を軽減し、とりわけ証券市場における投資家の損害賠償請求する司法の正義を積極的かつ円満に実現することを立法目的としていることは容易に理解できる。もちろん、会社法における株主代表訴訟と本投資家集団訴訟を比較すれば、本投資家保護制度と株主代表訴訟制度は、株主権利及びコーポレート・ガバナンス理念の実現において部分的に重なり合うものもあるが、法制の設計においては明らかに異なるものであることも、また容易に理解できよう。

投資家集団訴訟の実情について言えば、原則的に証券市場の違法行為及び民事上の求償事案が中心であり、インサイダー取引、相場操縦などの不祥事を始め、企業による不実の目論見書、財務諸表などの開示、投資家とくに株主の権利に重大な損害を与える行為などは全て投資家保護センターが提起する集団訴訟の対象である。

投資家保護センターの受理事件略表

(2008年12月最新資料)

不実な目論見書			単位:新台湾千ドル	
会社名称	一番請求金額	一番原告人数	提訴方式	
			民事	刑事付帯民事
正義食品	69,824	334	○	
東陵五金	372,431	841		○
順大裕(Ⅱ)	202,015	591		○
新巨群集团	48,599	252		○

華夏租賃	20,537	77		○
京元電子	25,351	55	○	
博達科技(I)	5,824,779	10,038	○	
宏伝電子	126,956	241	○	
協和國際	185,234	418	○	
欣煜科技	1,191,049	2,390	○	
博達科技(II)	1,441	18	○	
久津実業	542,100	484	○	
鼎大科技	6,153	36		○

不実な財務諸表

単位:新台湾千ドル

会社名称	一審請求金額	一審原告人数	提訴方式	
			民事	刑事付帯民事
国産汽車	14,893	33		○
国揚実業	1,924,074	1,154		○
東隆五金	372,431	841		○
美式家具	152,648	145		○
大中鋼鐵	199,252	976		○
順大裕(II)	202,015	591		○
新巨群集團	48,599	252		○
桂宏企業	29,193	82		○
台湾日光灯	131,065	252		○
峰安金屬	23,647	117		○
台灣土地開發	40	1		○
啓阜建設	42,823	128		○
遠東倉儲	666	13		○
立大農畜	9,030	70	○	
紐新企業	393,825	759	○	
楊鉄・南港輪胎	22,592	80	○	
中友百貨	2,820	31	○	
大穎企業	309,268	714		○
皇旗資訊	128,786	119		○

博達科技	5,824,799	10,038	○	
久津実業	542,110	484	○	
太平洋電線電纜	7,984,514	25,785	○	
訊碟科技(Ⅱ)	2,677,309	8,429	○	
皇統科技	364,468	1,590	○	
宏伝電子	176,956	241	○	
勁永国際	455,677	781	○	
宏達科技	596,164	1,136	○	
協和国際	185,234	418	○	
欣煜科技	1,191,049	2,390	○	
銳普電子	323,030	217	○	
中華商銀	907,014	2,563	○	
友聯産險	85,950	320	○	
嘉新食品化纖	111,789	481	○	
中国力霸	129,592	412	○	
東森国際	41,028	322		○
陽慶電子	13,428	46	○	
鼎太国際	12,122	59	○	
金雨企業	24,125	52	○	
洪氏英科技	479,473	868		○
インサイダー取引(略)				
相場操縦(略)				

資料出典：財団法人証券投資家および先物取引人保護センター<http://www.sfpc.org.tw>

2008年6月4日、投資家保護センターを日本国法務省株主代表訴訟制度海外調査団の川口教授及び伊勢田教授の二名が訪問した際に実施したインタビュー・レポートによれば、現在、当該センターが処理中の案件は合計47件(事案の属性による分類では、最も多いのが不実の財務諸表に関する事案の25件、次いで多いのが株価操作に関する事案で15件、不実の目論見書及びインサイダー取引に関する事案が、それぞれ10件及び12件であった)に上る。目下の集団訴訟実施状況の見地から見れば、計6万3千名余りの投資家が投資家保護センターに求償を委託しており、その総求償金額は235億新台幣ドル余りに達する。当然ながら、

現在の株主代表訴訟が役に立たない状況において、証券投資家の団体訴訟は、株主代表訴訟によるコーポレート・ガバナンス機能を一部代替していると言って間違いなく、肯定に値すべきものである。

参、株主代表訴訟制度の将来及び展望

株主代表訴訟活性化へ向けての改正案

2006 年 10 月、当時の国会議員が連署の上、「会社法の一部改正」案を提出した。即ち、台湾の現行の株主代表訴訟には法律構造の問題が存在し、コーポレート・ガバナンス機能を期待できないことから、特に会社法第 214 条、第 215 条に対する改正案を提出し、第 214 条の 1、第 215 条の 1 など株主代表訴訟の規定を追加するよう求めた。今回の改正案提出に関する説明によれば、台湾においては 1966 年以来、株主代表訴訟制度が設けられてはいるものの、台湾企業の事件及び不祥事の発覚は後を絶たない。財団法人「中華民國証券及び先物取引市場発展基金会」又は「証券投資家及び先物取引人保護センター」が投資家保護法に基づき会社資産を流用させた疑いのある取締役、監査役など企業経営者に対する企業経営上の不法責任を追及し、積極的に投資家保護のための民事訴訟に介入していることを除き、司法実務において株主が会社に代わって取締役及び監査役の責任を追及する事案は、法律構造の不備に起因して、未だ皆無であるのが実情である¹³。上記の事情に鑑み、今回、国会議員が提出した株主代表訴訟制度改正案における具体的な提案は、日本で 1993 年に実施された商法の一部条文改正案に取り入れられた立法政策を参考に、現行の株主代表訴訟の規定を円滑に改善することを盛り込んだものとなっている。1、株主代表訴訟費用の納付については、個人財産上の訴訟請求とは異なるものと見なし、訴訟費用を大幅に低減すると同時に、代表訴訟の法律的性質を公益目的のための訴訟制度と位置づける。2、代表訴訟を提起した株主に対して合理的な支援措置を提供するものとし、訴訟の必要費用に関して、当該株主が勝訴した場合は、法に基づき会社に対して一定の費用、報酬を請求できるなど、コーポレート・ガバナンスにおいて株主代表訴訟が本来有する機能を効果的に活性化させる。

¹³ 2006 年 10 月 4 日院総第 618 期委員提案第 7052 号立法院議案關係文書を参照。

会社法一部条文改正案対照表

改正条文	現行条文
第二百十四条 <u>株式を継続して半年以上所有する株主は、書面を以て、監査役に会社に代わって取締役に対する訴訟を提起するよう請求することができる。</u> <u>監査役が前項の請求日から起算して三十日以内に訴訟を提起しない場合は、当該株主は会社に代わって取締役に対する訴訟を提起することができる。ただし、当該期間を遵守することにより起因して回復不能な損害が生じるおそれのある場合は、当該株主は直ちに訴訟を提起することができる。</u> <u>株主が前項の規定に基づき提訴した場合において被告取締役が原告の提訴が明らかに不当な目的を有すると釈明した場合は、裁判所は被告の陳述に基づき、原告に相当の担保提供を命じることができる。</u> <u>株主が前項の規定に基づき提訴した場合は、速やかに提訴事由及び被告取締役の氏名を会社に通知しなければならない。</u> <u>株主が第二項の規定に基づき提訴した場合の訴訟費用は民事訴訟法の非財産訴訟の徴収基準額に基づきこれを徴収する。</u>	第二百十四条 発行済株式総数の三％以上の株式を継続して一年以上所有する株主は、書面を以て、監査役に会社に代わって取締役に対する訴訟を提起するよう請求することができる。 監査役が前項の請求日から起算して三十日以内に訴訟を提起しない場合は、当該株主は会社に代わって訴訟を提起することができる。株主が訴訟を提起した場合は、被告の申立てに基づき裁判所は訴訟を提起した株主に対し、相当の担保提供を命じることができる。(原告株主の)敗訴に起因して会社に損害を与えた場合には、原告株主は会社に対する損害賠償責任を負う

第二百十四条の一

株主が前項の規定に基づき提訴した場合は、会社及びその他の株主も当該訴訟に参加することができる。ただし、参加によって訴訟に遅延の生じるおそれのある場合は、裁判所は職権又は申立てに基づき、その参加を棄却することができる。

第二百十五条

株主が第二百十四条の規定に基づき提訴し、判決にて勝訴が確定した場合は、当該株主が訴訟進行を目的として支出した費用（弁護士費用を含む）及び支出に起因して生じた利息を合理的な範囲内において会社に償還請求することができる。

前項の情状において勝訴判決に起因して会社が実現又は取得した利益につき、株主はその利益範囲内の一定金額を当該株主が会社に代わって処理した事務手続きに対して支払うべき報酬として斟酌するよう裁判所に申立てを行うことができる。また株主は当該報酬に対する請求権を有する。

前条の裁判時、裁判所は会社株主全体の最大利益に基づき一切の情状を斟酌し、当該訴訟の勝訴に起因して会社が実現又は獲得した利益範囲内の一定金額を決定しなければならない。

株主が第二百十四条の規定に基づき提訴し、敗訴の判決を受けた場合は、当該株主は会社及び被告とされた取締役に対し損害賠償責任を負わない。ただし、故意に会社の利益に損害を与えるため、またはその他不当な目的により提訴した場合、または提訴の根拠とされた提訴事実及び

第二百十五条

前条第二項の訴訟において根拠とされた事実が不実であると証明され、終局判決が確定した場合は、当該訴訟を提起した株主は被告である取締役が当該訴訟に起因して受けた損害に対し損害賠償責任を負う。

前条第二項の訴訟で根拠とされた事実が真実であると証明され、終局判決が確定した場合は、被告である取締役は当該訴訟を提起した株主が当該訴訟に起因して受けた損害に対し損害賠償責任を負う。

<u>その原因事実及び証拠が明らかに不実であり、またはその他原告株主の責に帰すべき不当手段が発覚した場合は、この限りではない。</u> <u>前二項の規定は前条の規定に基づき訴訟に参加する株主にも準用する。</u>	
第二百十五條の一 <u>株主が第二百十四條の規定に基づき提訴した場合において原告株主及び被告取締役が会社利益の侵害を目的として共謀して会社に不利な裁判所判決を誘発した場合は、会社及びその他株主は、当該確定判決につき再審請求を行うことができる。</u>	

資料出処：立法院国会図書館/法律提案システム <http://npl.ly.gov.tw/do/www/homePage>

株主代表訴訟に代替する投資家集団訴訟の改正案

2008 年 5 月、行政院は正式に立法院(国会)に対して、投資家保護法の一部条文改正案を提出し、保護機関(投資家保護センター)の公的機能を活用し、投資家保護の強化を図ることを目的として、保護機関が会社に代わって取締役又は監査役に対する訴訟を提起できるなどの規定を追加する提案を行った。したがって、今回の改正草案は、以下に示すとおり、投資家集団訴訟が株主代表訴訟制度に代替するという立法上の特徴を備えるものである。

1. 保護機関が業務を処理する上で、上場又は店頭公開する会社の取締役又は監査役が業務執行中に犯した会社に重大な損害を与える行為又は法令、定款の重要事項への違反行為を発見した場合は、規定に基づき、会社に代わって取締役又は監査役に対する訴訟を提起し、延いては裁判所に取締役又は監査役解任の申立てを行うなどして、会社管理職層が善良な忠誠義務の履行を果たせるよう支援することができる。
2. 集団訴訟の訴訟費用徴収の基準については、訴訟目的金額又は価額が 3,000 万新台湾ドルを超過する部分の納付を暫定的に免除するよう調整を行い、また司法手続きに関連する費用に対しても当該暫定的納付免除の規定を適用する。

証券投資家及び先物取引人保護法一部条文改正案対照表（抜粋）

改正条文	現行条文
第十条の一 <u>保護機関が前条第一項の業務を処理する上で上場又は店頭公開する会社の取締役又は監査役が業務執行中に犯した会社に重大な損害を与える行為又は法令、定款の重要事項への違反行為を発見した場合は、以下の規定に基づき、これを処理することができる。</u> <u>一、会社の監査役に会社に代わって取締役に対し、または取締役会に会社に代わって監査役に対し、訴訟を提起するよう請求することができる。保護機関の請求の日より起算して三十日以内に訴訟が提起されない場合は、保護機関が会社に代わって訴訟を提起することができるものとし、この場合は会社法第二百十四条及び第二百十四条を第二百二十七に準用するという制限を受けない。</u> <u>二、裁判所に会社の取締役又は監査役の解任の申立てを行う場合は、会社法第二百十四条及び第二百十四条を第二百二十七に準用するという制限を受けない。</u> <u>会社が法に基づき会計委員会を設置している場合、前項に言う監査役とは、会計委員会又は独立取締役（＝社外取締役）の構成員のこと指すものとする。</u> <u>保護機関が第一項に基づき訴訟、上訴を提起し、または保全手続きの申立てを行う場合に、第三十四条から第三十六条の規定を準用する。</u>	

<u>会社が上場又は店頭公開を廃止した場合に</u> <u>おいても当該会社の上場又は店頭上場期間に</u> <u>おいて第一項所定の情状が認められた場合</u> <u>は、保護機関は前三項の規定を引き続き適用</u> <u>することができる。</u>	
第三十五条 保護機関が第二十八条の規定に基づき訴訟、 上訴を提起した場合の訴訟目的金額又は価額が <u>三千万新台幣ドルを超過する部分につき、訴訟費</u> <u>用の納付を暫定的に免除する。保護機関が当事</u> <u>者に代わって勝訴の確定判決を受けた場合は、</u> <u>支払いを受けた訴訟費用から当該機関の負担費</u> <u>用を差引いて残余額を返還する。</u> <u>前項において暫定的に免除された訴訟費用</u> <u>は、判決確定後において第一審裁判所が職権に</u> <u>基づき訴訟負担費用を裁定した後、これを徴収す</u> <u>る。</u> <u>保護機関が第二十八条に基づき訴訟を提起</u> <u>し、または保全手続きの申立てを行い、執行名義</u> <u>又は強制執行申立て権限を獲得した場合は、そ</u> <u>の執行目的金額又は価額が三千万新台幣ドルを</u> <u>超過する場合は、超過部分につき、暫定的に執行</u> <u>費用の納付を免除するものとし、当該暫定的に納</u> <u>付を免除された執行費は、執行によって獲得した</u> <u>金員より、これを差し引くものとする。</u>	第三十五条 保護機関が第二十八条の規定に基づき訴訟、 上訴を提起した場合の訴訟目的金額又は価額が 一億新台幣ドルを超過する部分につき、訴訟費 用の納付を免除する。保護機関が当事者に代わ って勝訴の確定判決を受けた場合は、事前に支 払いを受けた訴訟費用から当該機関の負担費用 を差引いて残余額を返還する。また訴訟目的金 額又は価額が一億新台幣ドルを超過する部分の 訴訟費用につき、保護機関への追納を免除する。

資料出处: 立法院国会図書館/法律提案システム <http://npl.ly.gov.tw/do/www/homePage>

観察

(一) 会社法を止揚する改正提案

上述の 2006 年 10 月 4 日に国会議員が提出した会社法一部条文の改正案(院総第 618 号委員提案第 7052 号)は、三読会における立法審議を順調に通過し、コーポレート・ガバナンスに

おける株主代表訴訟制度の機能が活性化されたのであろうか。極めて遺憾なことではあるが、2008年6月3日、經濟部商業司に対して日本国法務省株主代表訴訟制度海外調査団川口教授及び伊勢田教授ら二名が実施した訪問インタビュー時の質疑からも明らかなように、台湾政局は2007年12月の国会議員の総選挙及び2008年3月の大統領選において与党が大敗を喫したために、新国会、新政府組織が成立し、前政権時期の提案は、「会期不継続」の原則の下、審理の不継続を余儀なくされた。即ち、上述の会社法の株主代表訴訟の改正案は、何の成果も得られぬまま、懸案事項となっている。国会議員の提出した当該改正案につき、主務機関である經濟部は、株主代表訴訟制度が民事訴訟法の規定に関連を有するとの認識を示し、司法院に法律見解を提示するよう書面を以って要請したものの、司法院民事庁からの返信には「条文設計に拡充が認められず、かつ多数の疑義が存在するため、再検討を要す」との返答を得るのみであった¹⁴。

前述の司法院からの返信は、国外の立法例を参照すれば、株主代表訴訟によって取締役に対する責任追及を強化することでコーポレート・ガバナンス及び弊害防除機能が充分に発揮されることは理解に難くないが、反面、要件を緩和すれば、株主による訴訟権濫用を激増させることになりはしないかという指摘もあった。代表訴訟制度の不当な濫用を引き起こせば、会社経営に悪影響を及ぼす事態に繋がりがかねないため、訴訟要件の緩和については更に検討を進める必要がある。また、訴訟費用の徴収に関しては、司法院は代表訴訟の類型によって当該訴訟が財産権訴訟であるか非財産権訴訟であるかを判別するとしている。訴訟類型を区分することも、例外を設けることもなく、非財産権訴訟の基準に基づく訴訟費用の徴収へと要件を改正しようとするのであれば、極めて強固かつ明確な理由を提示しなければならないということになるだろう。さもないと、民事訴訟法の訴訟費用徴収に関する基本的な法理を突き崩すだけに留まらず、非財産権訴訟の基準に基づく現行規定の訴訟費用が僅かに8000新台幣ドルと低額であることから訴訟権の濫用という事態を引き起こす蓋然性は極めて大きいと言わざるを得ない。更に、代表訴訟を一律に非財産権訴訟として処理し、一律に第三審までの上訴を認めてしまえば、簡略な事案の訴訟に対して余りにも妥当性を欠くなどの法律見解も提示されることが予測されるため、司法院としても、今回の国会議員が提出した会社法改正案に対して、正面から肯定的な態度を取ることはできないと言及している¹⁵。

上述の司法院民事庁が提示した法律意見の是非につき、訪問インタビュー中、主務機関である經濟部商業司は、台湾の実務上における株式公開会社と株主代表訴訟によるコーポレート・ガバナンス状況を指摘の上、株主である証券投資家の権利が民事争議に起因する場合

¹⁴ 2008年6月3日經濟部商業司の回答「日本法務省海外調査団による質疑」書面資料3ページ。

¹⁵ 2008年5月17日司法院秘密台庁民二字第0960009302号書簡。

は、投資家保護法の規定に基づき救済措置を求める可能性が、また非公開会社の証券投資家は会社法第214条の規定に基づき処理する可能性が残されているのではないかという認識を示した。つまり、会社法上の株主代表訴訟法制的改善については主務機関も積極的な態度で臨んでいるとは言えないのが実情である¹⁹。

(二) 投資家保護法改正案採択に向けた政策上の変更

上述の会社法の改正案に対する態度が消極的なものであるのに対し、投資家保護法の主務機関である金融監督管理委員会(以下「金管会」と略称する。)の集団訴訟の改正に対する態度は極めて積極的である。2008年5月6日に行政院は、立法院での審議に諮るべく「証券投資家及び先物取引人保護法一部条文改正案」(院総第727案政府提案第11266号)を提出した。金管会は、投資家保護センターの公益機関的な性格は会社に代わって取締役又は監査役に対して訴訟を提起するに相応しいものであることから、投資家保護センターに更に積極的な株主権利保護の機能を付加し、台湾の会社統治効果を強化すべきであるという各界の提案を受け入れるべきであるとの見解を示し、「保護機関が業務の処理において、会社経営管理職層の背信行為、公金流用行為又は取締役及び監査役の善良な管理者の注意義務に違反する情状を発見した場合は、会社の監査役又は取締役会社に代わって取締役又は監査役に対する訴訟を提起するよう請求することができる。監査役又は取締役が保護機関の請求の日より起算して30日以内に訴訟を提起しない場合は、保護機関が会社に代わって訴訟を提起することができる」という第10条の1の追加、並びに「保護機関が会社に代わって訴訟、上訴を提起し、または保全手続き、執行手続きの申立てを行った場合は、保護機関が第28条に基づき訴訟を提起した場合の担保提供免除規定、訴訟費用及び仮執行などの担保免除規定を準用するものとし、現行会社法第214条及び第227条に第214条規定を準用するという制限を撤廃する」ことを投資家保護法第34条から第36条に明文化するよう求めている。主務機関が提出した当該投資家保護法の改正案は、現政府の支持を得る以外にも、国会において与党の多数議員の支持を得ており、将来的に順調に三院会の審議を通過すると思われる。

したがって、投資家保護法の一部条文の改正によって台湾に投資家集団訴訟における公的役割、延いては会社法における株主代表訴訟のコーポレート・ガバナンス機能を有する保護機関が創設されることは、台湾における株主代表訴訟の新しい発展の方向をも創出することに繋がる。しかし、あくまで個人的な見解ではあるものの、投資家保護法一部改正案において明記される「保護機関が会社に代わって訴訟を提起する」ことは、法理に立脚した場合、果

¹⁹ 2008年6月3日経済部商業司の回答「日本法務省海外調査団による質疑」書面資料4ページ。

たして妥当な行為なのであろうか。更に検討を加える余地はないのであろうか。具体的に言及するならば、保護機関による株主代表訴訟を如何に公益目的に該当する訴訟と位置付けるのか。反対に、保護機関に頼らない一般株主の提起する代表訴訟は公益目的の訴訟には該当せず、一般訴訟制度の特別優遇措置を享受することができないのだろうか。更に言及するならば、例えば、上場、店頭公開する公開株式発行会社においては保護機関の株主代表訴訟の存在によってコーポレート・ガバナンスの理念を実現することも可能であろうが、非公開株式発行会社の場合はどうだろうか。延いては、会社法の現行規定に基づき依然として数多くの制限が維持される株主代表訴訟制度などの法制との分断を引き起こすおそれはないのだろうか。立法政策の特殊な目的及び理由を除き、このような分断した立法論は、往々にして人々に混乱を生じさせる。当該改正草案は、おそらく便宜的かつ段階的な応急措置という意味合いを含むものであると考えられるが、それを差し引いても、投資家保護法の保護機関による株主代表訴訟という新しい発展方向の出現が、株主訴訟機能を向上させる第一歩となるのは、最早、疑いようのない事実であろう。



廖大穎教授

【講演 2】

日本における会社役員の法務リスク

関西学院大学教授 伊勢田道仁

本日は、会社役員の法務リスクについて、ぜひ噛み砕いた話をするようにという依頼であります。そこで、お越しになっている方の中には会社役員の方もいらっしゃいますし、まだそうでない方もいらっしゃいますが、会社の役員になった場合にどのような法律上の地位に立つのかということ、また、役員になったときに負う刑事責任と民事責任についてお話しします。さらに、民事責任は二つに分かれます。一つは会社あるいは株主に対する義務と責任、もう一つは債権者・投資家に対する義務と責任です。最後にそういう法務リスクがあることを認識した上で、それを避けるためには具体的にどういうことをすればいいのかということをお話しします。

1. 会社役員の法律上の地位

まず、会社役員の法律上の地位を確認しておこうと思います。会社をめぐる関係者として、真っ先に挙げられるのは従業員です。会社の中に従業員がいて、日々働いて会社に利益をもたらしてくれる。一方で役員がありますが、日本の場合は従業員と役員が一連の流れで考えられています。会社に平社員で入って、係長、課長と昇進していき、部長の上あたりで役員待遇になる、最後は社長にまでなる人も中にはいるということで、従業員と役員がつながったものとして認識されているのが日本の会社だと思います。

ところが法律的に見ますと、従業員の立場と役員の立場は明確に違います。従業員は会社と雇用関係にありますから、自分の時間を労働にあてて、それに対する給料を会社から頂くという関係の契約です。長年働いて従業員から役員になったとすると、会社との関係は法律上は委任関係と変わってきます。

日本の社会で委任関係というと、まず真っ先に思いつくのが弁護士です。弁護士に訴訟を頼むときは委任契約ということになります。医師にかかるときも、実は委任関係です。そのように、何か素人ではできないことを専門家に頼んでうまく処理してもらうという契約関係を委任と呼んでいるわけです。会社と役員との場合には、会社の業務を役員に任せて、うまく会社を運営して利益を上げてもらうということです。

ただ、ややこしいのは、従業員兼務の役員という場合です。日本の場合、従業員とし

での給料ももらっているけれども役員としての報酬ももらっているという人が結構多いです。この場合、二つの関係が同時に存在するということになります。しかし法律的に見ると、従業員と役員との関係は明確に異なっているということを、まず念頭に置いていただきたいと思います。従業員であるときと役員になったときでは、実は委任関係と雇用関係の違い以外にもいろいろな部分で大変になってきます。役員になると会社から経営者としての委任を受けるとともに、さまざまな法律関係を負うことになります。

今、従業員から役員になったときの話をしましたが、会社との関係をもう少し詳しく見てみましょう。会社、特に株式会社には当然株主がいます。この人たちは普段は会社の中にはおらず、どこかほかの仕事をしていたり、会社に対して出資しているわけです。株主は役員を株主総会で選任します。日本の会社法の場合は株主総会で役員を選任することになっていますので、株主が「これは」と思う人に対して会社の経営を委任するわけです。そして役員は経営に当たります。

委任契約の特徴は、役員は株主から株主総会で選任されますが、決して事業の成功を請け負うわけではないということです。請負契約という法律関係が別にあります。例えば、所有者から依頼されてビルを建てるという契約は、ビルを完成させるという目的がありますから、必ずこれは完成させなければいけません。そういうものは請負契約です。委任契約とは、必ずしも事業を成功させるという約束ではなく、事業を成功させるために精一杯のことをやりますという約束ですから、事業が失敗しても、必ずしもそれ自体が法的な責任に結びつくわけではありません。これは一般によく誤解されている方が多いのです。会社の経営を任された人は、失敗したら社員が路頭に迷うわけですから、頑張って何とか事業を成功させようとして、万が一事業が失敗したら本当に死んでしまいたいというくらいの責任感を持たれる方が多いわけです。ただ、法律的に言うと事業の失敗は、日本の社会ではかなり痛手ではありますが、そのこと自体は法的責任を生じるものではありません。

役員の法的責任が生じるのは、経営に当たって法令違反行為をした、あるいは善管注意義務違反の行為があったという場合です。では、どういう場合に法的な責任が生じるのかということを見ていきましょう。

2. 会社役員の刑事責任

2-1. 一般法令上の刑事責任

日本にはたくさんの法律があります。一般の法令上の刑事責任としては、例えばどこかの知事に賄賂を贈って自分の会社が受注できるようにするといったことをすると、これは贈賄行為ですから刑法上の処罰を受けることになります。また、脱税をすれば税法違反ですぐに摘発されます。さらに業界によっては独占禁止法違反ということで、違法なカルテル等を行うことで処罰を受ける場合があります。あるいは、不正な手段をもって競争を勝ち抜こうとすると不正競争防止法違反になります。外国から不正に資金を持ち込んだりすると外為法違反になります。金融商品取引法違反は聞き慣れないかもしれませんが、以前は証券取引法と呼ばれていた法律が金融商品取引法と名前が変わり、最近ではインサイダー取引や企業買収に関して非常に重要な法律となっています。この法律の中にも刑事責任を定めた規定があります。日本にはほかにもたくさん刑事責任を決めた法律があります。

2-2. 事例

例を挙げますと、少し前に魚秀という会社の社長がウナギの産地を偽装していたとして逮捕された事案がありました。この場合は虚偽表示容疑ですから、不正競争防止法の中で産地を偽装してウナギを売っていたということです。どこのウナギでもおいしくければいいのではないかと思います。やはり法律上は産地偽装は許されないということで、8人が逮捕されたと報道されました。

別の例としては、これも今まさに世の中を賑わしている問題ですが、西松建設の元社長が逮捕されました。副社長が海外から日本に不正に資金を持ち込んで裏金を作っていたという容疑です。これは外為法違反です。ゼネコンなので裏金をどのように使っていたのかが問題にされていて、最近、民主党や自民党に裏金の一部が回っていたのではないかと大変な問題になっています。

事業活動にはさまざまな法律が関係してきます。ですから、企業の経営を預かり、あるいは事業を進めていく会社役員としては、自社の事業に関係のある一般法令についてよく知り、それに触れないように行為をすることが必要になります。

2-3. 会社法上の役員の刑罰規定

他方、会社法という法律が日本で数年前にできましたが、会社法の中にも実は刑罰規定があります。これは役員の刑罰規定で、例えば960条は取締役等の特別背任罪です。

自分の近い人の利益、あるいは自分自身の利益を図るために、会社に対する任務に背いて会社に損害を与えたという場合に、この罪に問われるわけです。具体的には、例えば銀行の役員などが、第三者の利益を図るために不正な貸付をして銀行に損害を与えたという場合に、この責任が問題になります。963 条は会社財産を危うくする罪で、違法配当などの場合にこの罪が問われます。964 条は虚偽文書行使で、株式や新株予約権の募集のときに法廷書類に虚偽の記載をすると、この罪に問われます。それから 965 条、預合いの罪とは、株金の払込のときに違法行為をするものですし、970 条、株主に対する利益供与罪とは、最近では割と摘発数が減ったのですが、総会屋に対して金品を供与すると株主権行使に当たり、利益供与をしたということで会社役員も罪に問われるというものです。ですから、会社法の中にも役員の刑罰規定があるということです。今までは、会社役員の責任というと、わが国では刑事責任を中心に考えられてきて、例えばいろいろな報道等で社長が逮捕ということがありますが、一般法令あるいは会社法上の刑罰規定によって刑事責任が問われたという事案が中心だったわけです。

2-4. 会社法に刑罰規定がある理由

会社法はもともと会社の仕組みや株主と役員との関係を定めた法律ですから、なぜそこに刑罰規定が置かれているのか不思議に思うかもしれません。会社法は株主、経営者、債権者など私人間の利害関係の調整を目的としたものですが、道を歩けば株式会社に当たるというくらいたくさん株式会社があって、日本の多くの人は会社で給料をもらって家庭を営んでいるわけですから、ほとんど会社の経済社会に占める地位は重要であるということです。その会社を経営している役員が違法行為をしたときに、これが同時に公益を害する場合は、その危険の程度に応じて刑罰を加えるということで一般的に予防しているわけです。以上が刑事責任についてです。

3. 民事責任(1) 会社(株主)に対する義務と責任

3-1. 会社法および法務省令が定める内部統制

続いて民事責任の方に目を転じてみましょう。民事責任はいろいろありますが、今日は最近よく話題になっている内部統制の話を取り上げ、役員の視点から内部統制がどういう意味を持っているのかという切り口でお話したいと思います。

お断りしておかなければいけないのは、内部統制には実は二つあるということです。

一つは会社法上の内部統制ですが、もうひとつ、最近、皆さまがよく耳にされているのは、金融商品取引法上の内部統制です。この二つの内部統制は目的が違います。会社法上の内部統制は、会社内部で不祥事が起きる、例えば従業員が違法行為をしたときに、それが会社の評判を落としたり、たくさんの消費者からクレームが来たり、損害を起したりして会社に損害を与えた場合に役員の責任が問題になるというものです。それに対して金融商品取引法上の内部統制報告書は、上場企業に限って要求され、その上場企業の会計処理が正確にできているかどうかということを担保するためのシステムです。恐らく皆さまの会社では公認会計士の人たちによって、「会社の財務書類の作成に当たってはこういうプロセスを踏んでやってください」といったことが現在されていると思いますが、それは金商法上の内部統制であって、今日お話しするのは会社法上の内部統制についてです。

会社法上の内部統制とは、会社の幾つかの事業部門のどこかで従業員の違法行為がある、あるいは事業活動の一部が法令に違反していることが発覚したということで問題が起きます。そういった情報が役員会に上がってくるシステムが内部統制です。今まで、上がってくるシステムが明確にできていなかったところも多いと思いますが、最近、内部統制に関する議論が盛んになってきていますので、何らかの形で事業部門から直接役員会に情報が上がってくる仕組みがどこの会社もほとんどできていると思います。会社によっては外部の通報部門みたいなものを作って、そちらに情報が行くようにしている場合も多いでしょう。問題は、情報が上がってきたときに、役員としてはどう対応すればいいのかということです。これはまだわが国ではあまり議論されていないところです。

会社法や法務省令でも内部統制については、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制を作りなさい、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものを作りなさいと書いてあります。そして具体的には六つのことを法務省令で決めてあるという仕組みになっているわけです。特に大会社については内部統制体制を整える法律上の義務がありますし、それ以外の会社についても取締役会で決定してこれらの内部統制体制を取ることになっています。

3-2. なぜ内部統制体制の構築・維持が要求されるのか

役員会は会社の事業を運営しているわけですから、現場の社員が違法行為を働かないかどうか、あるいは現場で行われている事業活動が法令に違反しないかどうかというこ

とを常にモニターすべき地位にあります。ところが、会社が大きくなればなるほど、役員が実際に自分の目と耳でチェックをすることは難しくなります。例えば、何か現場で問題が起こっても、「うちの会社は従業員が 500 人もいるから、その一人一人はとても見ていられない、だから全然知らなかった」と言う社長さんが多いです。以前はそれでもよかったのですが、最近のように内部統制がやかましく言われるようになり、実際に情報が上がってくるといことになると、そういうわけにもいきません。大きな会社であれば、内部統制体制を自分の目と耳の代わりに置かなければいけないわけです。知らなかった、存じなかったでは済まされないというのが法律上の前提で、役員としては、自分が直接現場に行って見聞きする代わりに、この内部統制を作る義務があるということです。

冒頭に、会社と役員は委任の関係にあると最初に申し上げましたが、会社役員は委任の関係に伴って善管注意義務を負っています。これは監視義務も含みますが、具体的に言うと、まず一つは社内で不祥事が起こることを事前に防止する義務があるわけです。例えば従業員に対して関係する一般法令のセミナーをして法律の知識をつけさせる、違法行為をうかつにさせないようにする。あるいは、中には心得の悪い従業員がいて会社の資金を不正に使ったりする場合がありますから、1 人だけに権限を持たせずに複数の人に権限を分けて相互にチェックさせる体制を作るといったことです。もう一つ、何か不祥事が起こって、その情報が役員会に上がってきたときに適切に対応するというのも、善管注意義務の要求するところですが、このような善管注意義務の履行を支援するものとして、会社法上の内部統制システムが存在するということです。何のためにこんな面倒臭いをやっているのだと従業員の人は思っているかもしれませんが、上場企業については財務書類が正確に作られるようにするという目的、そして何か不祥事が起こったときに役員に情報を上げて適切な対応を取ってもらうようにするためのシステムが内部統制体制です。

3-3. 事例

具体的な事件を一つご紹介したいと思います。ご存じの方も多いかと思いますが、内部統制体制に関するリーディングケースとして大和銀行の事件がありました。これは大阪に本店がある都市銀行だったのですが、ニューヨークにも事業展開しており、現地で採用した従業員が勝手にアメリカの財務省証券という証券を売買して、11 億ドルく

らい損失が出たわけです。それを手紙で本国の頭取に伝えていたのですが、頭取は適切な対応を取らずに隠蔽してしまいました。それが後で発覚してアメリカ政府から罰金を命じられ、さらに事業の全面撤退を余儀なくされたという事案です。日本の大和銀行の株主が、これらの結果を招いたのは、頭取以下の役員が適切に対応しなかったためであると主張して代表訴訟を起こしたケースです。

この事件は一般に内部統制体制構築義務違反でたくさんの役員が責任を問われた事件だと思われていますが、実際は、内部統制体制構築義務違反で損害賠償を認定されたのは、直接の現場のトップであるニューヨーク支店長1人だけです。ほかに頭取なども損害賠償を認められているのですが、それは内部統制体制の構築義務違反ではなく、隠蔽行為を行ったことが善管注意義務違反行為に当たるとして責任を問われたものです。

この事件がわが国で特に重要なのは、役員の立場によって、作るべき内部統制体制が違うということを説明している部分です。取締役はリスク管理体制を構築すべき義務を負い、代表取締役および業務執行役員がリスク管理体制を構築すべき義務をきちんと行っているかどうかを監視しなければいけません。取締役会では内部統制体制の大綱を決めますが、細かい点までは決めません。代表取締役や各部門を担当している業務執行役員が各部門に応じたリスク管理体制を具体的に決定すべきだということです。大和銀行事件では、役員、各取締役、取締役会メンバーにも確かに構築義務はあるのですが、ニューヨークのことについてまで具体的に決めていたわけではありません。従って、ニューヨーク支店の中でのリスク管理については、現場の担当者であるニューヨーク支店長が負うべきだということで、その人だけが責任を問われた形になっています。

それから、監査役には直接にリスク管理体制、内部統制体制を構築する責任はありません。あくまでも取締役の仕事の監査ですから、取締役らが内部統制体制をきちんと尽くしているかどうかをチェックする役割です。

4. 民事責任（2） 債権者・投資家に対する義務と責任

4-1. 開示書類の虚偽記載

二つ目の民事責任は、会社ではなく、債権者や投資家に対する義務と責任です。この民事責任について特に問題になるのは上場企業で、会社法の中にも計算書類等における重要事項の虚偽記載に関する民事責任の規定がありますが、重要なのは有価証券報告書等における重要事項の虚偽記載に関する民事責任で、これは金融商品取引法の中に規

定があります。この二つは対象が重なっており、上場会社の場合は後者が適用されることとなります。

上場会社の場合は、会社の規模も大きいですし、関係者の数も非常に多くなりますから、会社の業績がどういう状態にあるのかを把握する手段として、開示書類が正確に書かれているかどうかということが一番重要なポイントなわけです。もしそこに虚偽記載があると、投資家や債権者としては合理的な判断ができないということになりますから、記載の正確性が非常に重要になってきます。

4-2. 事例

実際の事件を例に挙げてみたいと思います。ご存じの旧長銀の事件です。刑事事件の方で、違法な会計処理をしたということで旧長銀の頭取らが訴追され、一審、二審では有罪になったのですが、最高裁で無罪に逆転したという事件でした。これは民事事件も同時に起こっており、民事事件は一審、二審とも賠償責任なしという結論が出ていたもので、刑事事件と民事事件の結論がねじれていた事件ですが、最高裁で無罪になったので結局おとがめなしということで終わった事件です。

その結果の是非はともかく、ここで問題になったことは、会計処理が違法だったかどうかです。長銀は多数の不良債権を抱えていたのですが、その会計処理を税法の基準に基づいて行ったのです。会計基準として日本の会社法では、会社の計算書類の作成については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従って作りなさいと書いてあります。ただ、何が一般に公正妥当と認められる企業会計慣行なのかは法律には書いてありません。しかし、一般的にはわが国では、会計審議会という公認会計士の団体を作った「企業会計原則」が一応これに該当するとされ、使われています。ただ、この企業会計原則は網羅的なものではなく、また決して唯一のものではありません。ですから、長銀の事件では企業会計原則に書かれていない部分の処理について税法の基準を使ったのですが、それが不正だったのかどうかということがまさに問われたわけです。検察側は粉飾決算だと主張したのですが、最高裁は結論的に、税法基準も一般に公正妥当と認められる企業会計慣行の選択し得る一つだといって無罪にしたということです。

ですから、計算書類の作成にあたり適用される会計基準が何なのかというのは大問題です。この会計基準をどう考えるかによって、場合によっては役員が刑事責任を問われたり、民事責任を問われたりするわけです。企業経営において会計基準に対する知識を

正確に持つことが、これから非常に重要になってきます。現在、わが国では企業会計原則が中心的な会計基準ですが、主にヨーロッパの方では国際会計基準が使われています。従来は、アメリカがこれを導入していなかったのも日本も使っていなかったのですが、つい先日、アメリカが国際会計基準導入に踏み切るという決定をしました。従って、日本でも遅かれ早かれ国際会計基準が導入されることになるでしょう。これが導入されると会計基準をどう考えていくかは非常に難しい問題になってきます。

もう一つ別の事案として、西武鉄道の有価証券報告書虚偽記載事件というものがあります。西武鉄道の関連会社の株式の所有数について虚偽の記載をしていたということでいつとき問題になりましたが、その虚偽記載に対して複数の株主のグループが会社を相手に損害賠償請求訴訟をし、一部のグループに対して賠償が認められたというものです。ただ問題は、複数のグループが20件ほど損害賠償訴訟を提起していたのですが、認められたのは1～2件だけで、ほとんどは認められていないということです。個人株主の請求が認められた同一の訴訟でも信託銀行の請求は棄却されたりしているので、個別的な事情の違いはあるにせよ、統一的な解決にはほど遠いわけです。

問題点として、投資者の集団訴訟の特殊性があります。証券市場で株を売買している投資者が企業の開示書類の虚偽記載によって損害を被ったと主張する場合、一人一人の投資家の損害額はそれほど大きいものではなく、数万～数十万円単位がほとんどだろうと思います。そういった人たちが1件1件訴訟を起こすと、弁護士に頼む費用もばかになりませんし、手間もかかりますから、なかなかそういう訴訟は起きないわけです。しかも公開市場における株式の売買に伴う損害というわけで、例えば原告は企業が虚偽記載をしたから自分の持ち株の金額が下がったと主張するのですが、株式市場では株価はほかの理由でも動きますから、本当に企業の虚偽記載によって下がった分はどの程度なのかということを特定することは非常に難しいです。

さらに、日本にはクラス・アクションの制度がありません。クラス・アクションの制度とは、先ほどの西武鉄道の事案のように、複数のグループが訴訟を起こしてグループごとに結論が違ふといったことが出ないように、あるクラスの代表が訴訟をして、そこで勝てば自動的に獲得した賠償金を分配するというもので、アメリカを中心に行われているシステムです。日本の法律の民事訴訟の中には選定当事者という似た制度があるのですが、これには代表者を選定する行為が必要になります。ここで誰を代表にするのかでまずもめるので、なかなか使われていません。クラス・アクションではこの選定行為

は要りません。

ですから、こういう投資家の集団訴訟については、わが国は少し立ち後れた状態にあると言っていいと思います。先日もライブドア事件で多数の投資家が損害賠償を起こしたという報道がありましたが、あれも原告一人一人の名前を挙げて裁判を起こしていますから、莫大な数になっています。それをやる弁護士の方も大変で、なかなか投資家の救済がわが国では困難な状態です。

先ほど台湾の廖先生のお話がありましたが、台湾では投資家保護センターという半官半民の機関があり、そこが一般投資家に代わって民事裁判をして損害賠償金を取り、それを投資家に分配するという注目すべきシステムがあります。こういうものを将来的には日本でも考えていく必要があるのだろうと思っています。

5. 法務リスクを回避するには？

最後に、会社役員が法務リスクを回避するためにはどうすればよいかというお話をしたいと思います。お話ししてきましたように、会社役員になりますと、刑事上、民事上の重い法的責任を負うことになります。まずそれを認識しなければいけません。最近の動きとしては、内部統制体制の構築や維持が会社法あるいは金商法によって義務付けられたので、ますますリスク・インフォメーションが役員のところに上がってきます。そうしますと、今後は刑事責任だけではなく、代表訴訟や投資家の集団訴訟により役員の民事責任が追及されてくる可能性がわが国でも出てくるのではないかと思います。

そこで、日本の会社役員はどう対処すればよいのでしょうか。一つには、会社法の中に賠償責任を免除する制度があります。これは会社の定款で、役員が賠償責任を負う場合に、年にもらう報酬の何倍かに限定するということができるシステムがありますので、そういうものを使うというのが一つです。ただ、これは株主総会でその旨を定めた定款を承認してもらう必要があります。それから、役員賠償責任保険が各保険会社から売り出されていますので、これに加入するとことで、予想できないリスクに備えることができます。

あとは、弁護士や公認会計士あるいは税理士等の専門家を積極的に活用するということです。今まで会社の事業に関して弁護士等に頼むというのは、特別な契約関係でチェックをお願いするとか、何かトラブルが起きたときに交渉を担当してもらうというものが多かったのですが、最近ではわが国でロースクールもでき、法曹の有資格者もたくさん

出るようになりましたから、自分の会社の中で雇うのもさほど人件費が高くありません。そういった有資格者を社員として採用して経営に役立てるということも考えていい時代だろうと思います。

それから、役員として社内から上がってきたリスク・インフォメーションに適切に対応できるプロセスを確保しておくことが重要です。例えば従業員の違法行為や、会社の事業活動が違法になっているということが起きた等、その情報がそのままマスコミにリークされて大々的に報道されるということになると、会社としては大変な損害になります。

そこで、どうするか。リスク・インフォメーションを受領したら、まず社内調査・情報収集を迅速に行います。その上で、ここで外に漏れては駄目だということで関係者に口止めをしたり、事情を知っている第三者にお金を払ったりして隠蔽すると、大概の場合、どこかから情報が漏れて結局会社が大損害を受けるわけです。隠蔽というのは一番まずい、下手なやり方です。まず社内調査をして、情報収集した結果を取締役会あるいは役員会に付議し、慎重な討論を行うことが必要です。これをやらずに隠蔽してしまうと役員は後で善管注意義務違反に間違いなく問われますので、まず会議にかけるようにして下さい。その中で、弁護士や公認会計士等、専門家の意見を聞いた上で合理的な対応策を決定するということになります。

しかし、とにかく会議で対応策の決定さえすればいいというわけではありません。幾つかの条件があります。リスク・インフォメーションの評価をした上で、役員としては、適切な対応策を取る必要があるのですが、既に不祥事が生じている場合には、会社に一定の損害が生じることは避けられません。ただ、適切な対応策を取れば、役員の判断に対してはビジネス・ジャッジメント・ルールが適用されます。

このビジネス・ジャッジメント・ルールとは、非常に簡単に言いますと、一定の慎重なステップを踏んでおけば善管注意義務違反を問われないというルールです。具体的には、まず役員会等で専門家の意見を含めて十分な情報を収集します。これは特に専門家の意見を聞くことが大事です。例えば法律事務所や会計事務所に意見を聞いて、それを書面に残しておきます。それから、緊急な対応が要請される場合も多いでしょうが、できるだけ時間をかけて役員会で慎重な討議を行う必要があります。なおかつ、役員会の議事録は必要な部分について作っておきます。そして最後に、企業人として合理的な対応策を決定する必要があります。言うまでもなく、この段階で隠蔽するという決定は合

理的ではありません。たとえば、対応策として、A案、B案、C案と三つの選択肢があって、一番積極的なのはA案、消極的なのはC案だけれども、どれにも一応合理性がある、どれを取るかは企業人としてあり得る選択だという場合に、D案、つまり隠蔽という策は取らないということです。あくまでも合理的な範囲での対応策を決定することが重要です。これらの要件を満たしていれば、決定が後から問題にされたときにも、責任を問われる可能性は非常に少ないわけです。今後は、整備された内部統制体制からリスク情報が上がってきて、役員が対応を迫られた場合、適切に対応するために、こういった慎重なステップを踏むことが重要になるということです。

日本における 会社役員の法務リスク

関西学院大学教授
伊勢田道仁

1

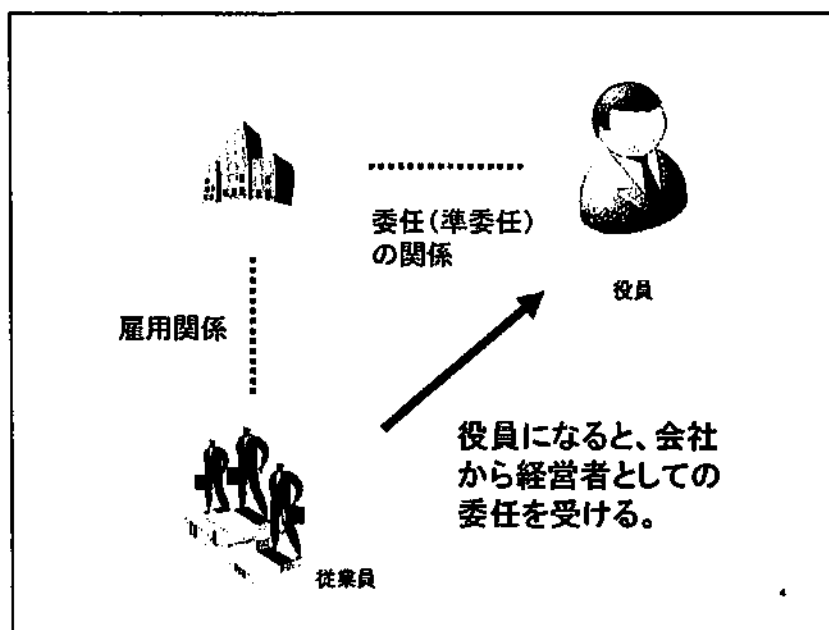
目次

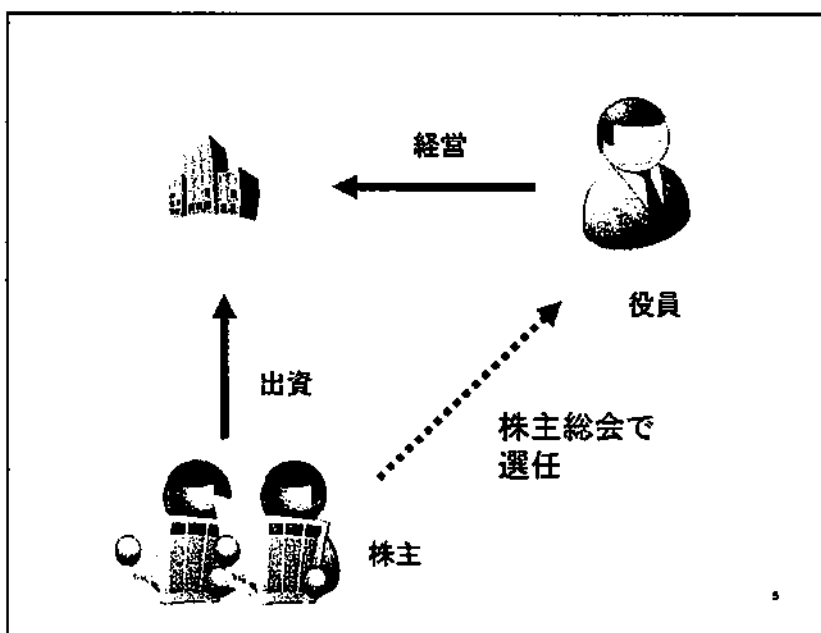
1. 会社役員の法律上の地位
2. 刑事責任
3. 民事責任(その1)
 会社(株主)に対する義務と責任
4. 民事責任(その2)
 債権者・投資家に対する義務と責任
5. 法務リスクを回避するには？

2

第1 会社役員の実務上の地位

3





委任関係とは

- 役員は会社と委任(準委任)の関係にある。
- 役員は事業の成功を請け負ったわけではない。(請負契約とは異なる)
- したがって、事業が失敗しても、それ自体が法的責任に結びつくわけではない。
- 役員の法的責任が生じるのは、経営にあたり、法令違反や善管注意義務違反の行為をしたときである。

6

第2 会社役員の刑事責任

7

一般法令上の刑事責任

刑法違反

税法違反

独占禁止法違反

不正競争防止法違反

外為法違反

金融商品取引法違反

その他多数

8

魚秀社長らを逮捕

ウナギ偽装、逮捕者計8人

虚偽表示容疑



【東京20日電】東京地方検察庁は、ウナギ偽装販売の容疑で、魚秀社長ら8人を逮捕した。虚偽表示容疑で、ウナギ偽装販売の容疑で、魚秀社長ら8人を逮捕した。虚偽表示容疑で、ウナギ偽装販売の容疑で、魚秀社長ら8人を逮捕した。

【東京20日電】東京地方検察庁は、ウナギ偽装販売の容疑で、魚秀社長ら8人を逮捕した。虚偽表示容疑で、ウナギ偽装販売の容疑で、魚秀社長ら8人を逮捕した。虚偽表示容疑で、ウナギ偽装販売の容疑で、魚秀社長ら8人を逮捕した。

東京20日午後1時17分、東京地方検察庁は、ウナギ偽装販売の容疑で、魚秀社長ら8人を逮捕した。虚偽表示容疑で、ウナギ偽装販売の容疑で、魚秀社長ら8人を逮捕した。

東京20日午後1時17分、東京地方検察庁は、ウナギ偽装販売の容疑で、魚秀社長ら8人を逮捕した。虚偽表示容疑で、ウナギ偽装販売の容疑で、魚秀社長ら8人を逮捕した。

9

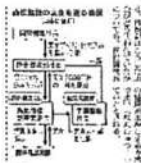
裏金づくり 直轄

西松建設前社長逮捕

10億円使途追及へ



事務系で異例の出世



【東京20日電】東京地方検察庁は、西松建設前社長ら10億円使途追及へ、事務系で異例の出世。西松建設前社長ら10億円使途追及へ、事務系で異例の出世。西松建設前社長ら10億円使途追及へ、事務系で異例の出世。

西松建設前社長ら10億円使途追及へ、事務系で異例の出世。西松建設前社長ら10億円使途追及へ、事務系で異例の出世。西松建設前社長ら10億円使途追及へ、事務系で異例の出世。

西松建設前社長ら10億円使途追及へ、事務系で異例の出世。西松建設前社長ら10億円使途追及へ、事務系で異例の出世。西松建設前社長ら10億円使途追及へ、事務系で異例の出世。

東京20日午後1時17分、東京地方検察庁は、ウナギ偽装販売の容疑で、魚秀社長ら8人を逮捕した。虚偽表示容疑で、ウナギ偽装販売の容疑で、魚秀社長ら8人を逮捕した。

東京20日午後1時17分、東京地方検察庁は、ウナギ偽装販売の容疑で、魚秀社長ら8人を逮捕した。虚偽表示容疑で、ウナギ偽装販売の容疑で、魚秀社長ら8人を逮捕した。

10

会社法上の役員の刑罰規定

- 960条 取締役等の特別背任罪
- 963条 会社財産を危うくする罪
- 964条 虚偽文書行使の罪
- 965条 預合いの罪
- 966条 株式の超過発行の罪
- 967条 取締役等の贈収賄罪
- 970条 株主に対する利益供与罪
- 973条 業務停止命令違反罪
- 974条 虚偽届出等の罪

11

会社法に刑罰規定がある理由

会社法は、株主・経営者・債権者など私人間の利害関係の調整を目的としたものであるが、株式会社が経済社会で占める地位の重要性を考慮して、役員による違反行為が公益をも侵害する場合に、危険の程度に応じて刑罰を加えることにより、違法行為の一般的予防を図っている。

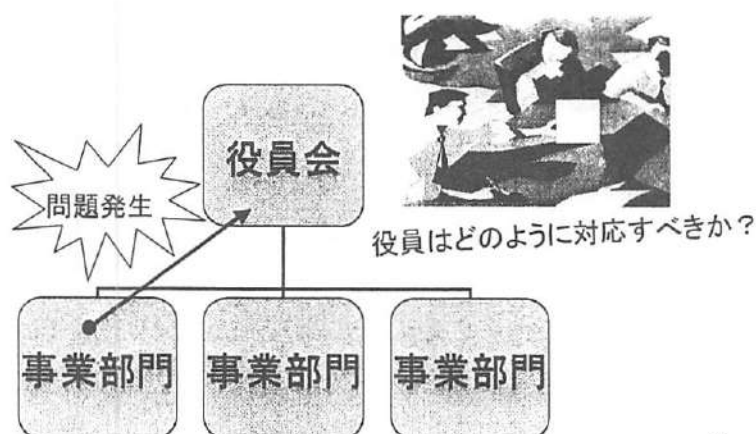
12

第3 民事責任(1)

会社(株主)に対する義務と責任

13

役員の視点からみた内部統制



14

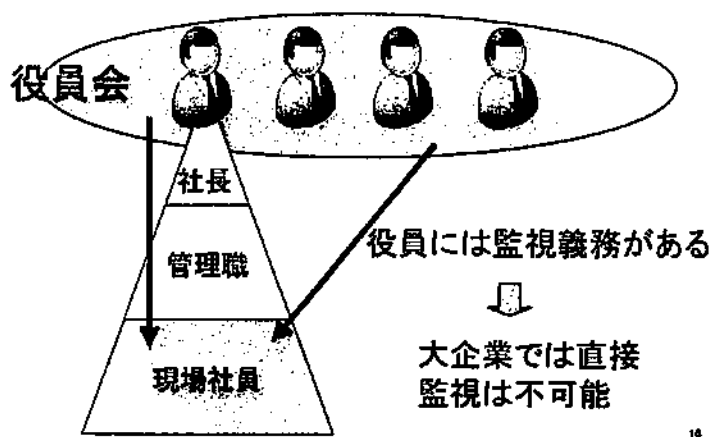
会社法および法務省令が定める内部統制

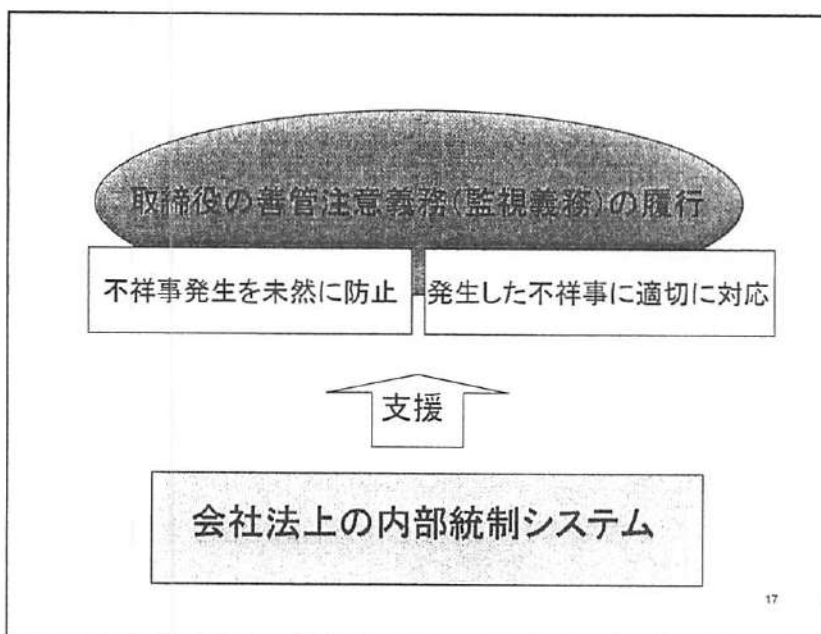
「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制」

「その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なもの」

- (1) 取締役の職務の執行に関する情報の保存・管理の体制
- (2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
- (4) 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制
- (5) 企業グループの業務の適正を確保する体制
- (6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

なぜ内部統制体制の構築・維持が要求されるのか





大和銀行事件

- ◆ 大和銀行のNY支店の従業員が無断で米国財務省証券の売買を行い同銀行に11億ドルという巨額の損失を与えたことに加え、事実を知らされた同銀行の役員らが不祥事の隠蔽を図った結果、連邦当局から罰金を命じられ、米国からの事業撤退を余儀なくされ、同銀行に損害を生じさせた事案
- ◆ 裁判所が、取締役会で内部統制システムの大綱を決定する義務を認めた点でリーディングケース
- ◆ 実際に適切な内部統制体制構築義務違反を理由とする責任を認定されたのは当時のNY支店長ただ一人
- ◆ ほとんどの取締役は法令違反行為に関与したという理由で責任を問われた

各取締役

リスク管理体制を構築すべき義務を負い、代表取締役および業務執行取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否か監視する

取締役会

会社経営の根幹にかかわるリスク管理体制の大綱について決定する

代表取締役・業務執行取締役

担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき義務を負う

監査役

業務執行を担当する取締役らが適切なリスク管理体制をとっているか監査する

10

第4 民事責任(2)

債権者・投資家に対する義務と責任

20

開示書類の虚偽記載

- 計算書類等における重要事項の虚偽記載(会社法)
- 有価証券報告書等における重要事項の虚偽記載(金商法)

21

元頭取ら逆転無罪
福島の会計処理違法といえず

【長崎県】長崎県地裁は、元長崎県立銀行頭取ら4人を、同銀行の会計処理が違法かどうかを争った訴訟で、元頭取ら4人を無罪と判決した。元頭取ら4人は、同銀行の会計処理が違法かどうかを争った訴訟で、元頭取ら4人を無罪と判決した。

22

会計基準

- 計算関係書類の作成は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従わなければならない（会社431条）。
- わが国では、「企業会計原則」をはじめとする会計基準が一応上記の慣行にあたと推定されるが、網羅的なものではなく、また、唯一のものでもない。これを最終的に決定するのは裁判所である。
- 国際会計基準の導入

23



24

投資者の集団訴訟

- 多数の投資者がこうむった損害を合算すると莫大な損害賠償額になる可能性
- ただし、公開市場における損害額の算定には困難がある
- 日本にはクラス・アクション制度がない
- 投資者の集団訴訟制度
 - 韓国証券取引法
 - 台湾の投資者保護センター

25

第5 法務リスクを回避するには？

26

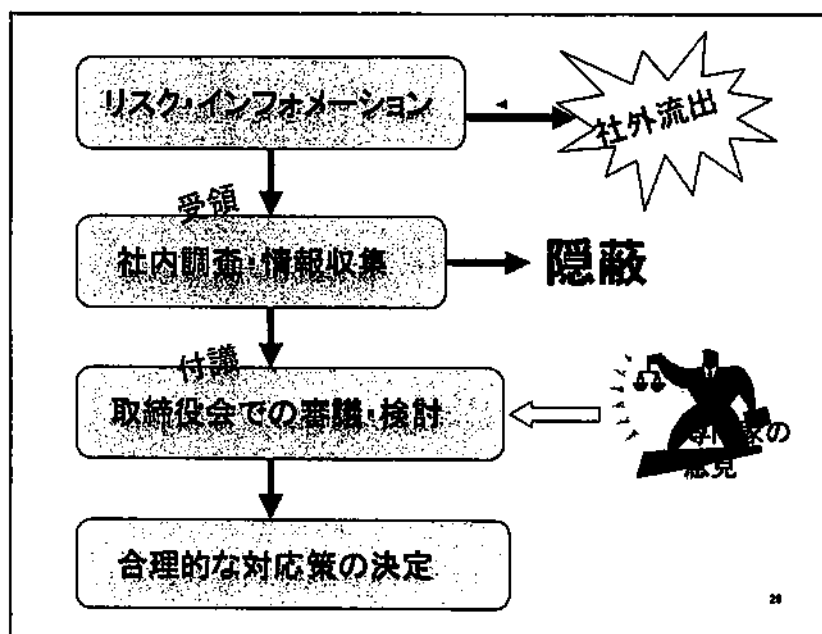
- 会社役員に対しては、刑事上および民事上の重い法的責任が課されている。
- 内部統制体制の構築・維持が会社法および金商法により義務付けられた。
- 今後は、刑事責任のみならず、株主代表訴訟や投資家の集団訴訟により会社役員の民事責任が厳しく追及される可能性がある。

27

対応策

- 賠償責任の免除制度や賠償責任保険を積極的に利用する。
 - ⇒ 予想できないリスクに備える
- 専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)を積極的に活用する
 - ⇒ 有資格者を社員として採用する
- リスク・インフォメーションに適切に対応する
 - ⇒ 合理的な経営判断のプロセスを

28



リスクの評価と役員への対応

- ◆リスク・インフォメーションを受け取った役員はその情報が会社にとってどのような意味を持つかを迅速に判断し、適切な対応策をとる必要がある
- ◆不祥事がすでに生じている場合には会社に損害が生じることは避けられないが、適切な対応策をとれば、役員への判断に対してはビジネス・ジャッジメント・ルールが適用され、善管注意義務違反の責任を問われることはない

30

ビジネス・ジャッジメント・ルール

適用を受けるための3要件

専門家の意見を含め、十分な情報を収集する

時間の許す限り、役員会で慎重な討議を行う

企業人として合理的な対応策を決定する

31

ご清聴ありがとうございました。

32

発行日：平成21年7月31日
発行者：財団法人国際民商事法センター
事務局長 小林 清則

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第九興和ビル別館
TEL 03 (3505) 0525 FAX 03 (3505) 0833
ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：有限会社 一星社
代表取締役 鈴木 恵美

〒104-0043 東京都中央区湊2丁目16番26号
TEL 03 (3552) 3566 (代)